

児童クラブ支援員配置状況等一覧(過去5年間)

学校教育課

03款 民生費 02項 児童福祉費 05目 青少年対策費

		二瀬	幸袋	立岩	飯塚東	飯塚	菰田	鯉田	片島	伊岐須	飯塚鎮西	椋本	高田	若菜	穂波東	上穂波	大分	内野	庄内	穎田	合計	
令和7年度	児童数	102	157	302	146	72	67	78	174	82	214	121	17	104	242	71	61	14	229	60	2,313	
	支援員数	主任	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	19
		主任以外	4	7	16	8	4	2	5	9	6	8	5	2	6	8	5	4	2	8	4	113
		合計	5	8	17	9	5	3	6	10	7	9	6	3	7	9	6	5	3	9	5	132
令和6年度	児童数	89	157	292	158	60	62	70	176	87	209	110	20	100	220	68	69	18	219	61	2,245	
	支援員数	主任	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	19
		主任以外	4	7	16	8	4	2	5	9	6	8	5	2	6	8	5	4	2	8	4	113
		合計	5	8	17	9	5	3	6	10	7	9	6	3	7	9	6	5	3	9	5	132
令和5年度	児童数	63	149	281	167	58	63	67	166	83	222	116	17	102	209	69	66	20	213	68	2,199	
	支援員数	主任	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	19
		主任以外	4	8	13	8	3	2	5	10	5	7	5	2	6	7	5	4	2	9	4	109
		合計	5	9	14	9	4	3	6	11	6	8	6	3	7	8	6	5	3	10	5	128
令和4年度	児童数	72	149	276	177	60	60	70	139	84	196	105	20	107	193	70	67	23	187	70	2,125	
	支援員数	主任	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	19
		主任以外	4	6	13	8	3	2	6	8	5	8	4	3	5	8	4	5	2	8	3	105
		合計	5	7	14	9	4	3	7	9	6	9	5	4	6	9	5	6	3	9	4	124
令和3年度	児童数	84	159	241	149	66	65	68	144	83	181	91	23	91	170	72	76	19	177	88	2,047	
	支援員数	主任	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	19
		主任以外	4	8	11	7	3	2	4	8	5	8	3	2	5	7	4	3	2	8	3	97
		合計	5	9	12	8	4	3	5	9	6	9	4	3	6	8	5	4	3	9	4	116

※令和3年度から令和6年度は10月1日時点の実績値。

※令和7年度の児童数は令和7年4月1日時点の見込み数。支援員数は令和6年度10月1日時点。

児童クラブ運営等委託料及び児童センター運営委託料の内訳

学校教育課

03款 民生費 02項 児童福祉費 03目 青少年対策費

(単位:千円)

事業名	7年度予算額	事業概要	6年度予算額	増減額
児童クラブ運営等委託料	414,886	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を行う。 ・児童クラブ運営はNPO法人飯塚市青少年健全育成会連絡協議会に委託。 ・令和7年4月1日入所見込児童数2,313人(2,372人)、支援員見込数116人(111人) ()内は令和6年4月1日時点の実績数 	351,593	63,293
報酬等		・謝礼金・支援員人件費・事務局人件費・運営費		
旅費		・研修に係る旅費		
需用費		・消耗品費(児童用・児童クラブ用・感染症対策用)・燃料費(事務室用)・光熱水費(事務室用)		
役務費		・通信運搬費(郵便料・携帯電話通信料・振込手数料)		
使用料及び賃借料		・緊急時病院搬送用自動車借上料		
負担金補助及び交付金		・支援員研修のテキスト代		
諸経費		・車両管理費等		
児童センター運営委託料	60,849	<ul style="list-style-type: none"> ・児童厚生施設としての児童館の運営事業。 ・児童センター運営は、児童クラブ運営と合わせて行っており、児童センターの利用者の97%以上が児童クラブ入所者である。 ・児童厚生員17名 	52,772	8,077
報酬等		・児童厚生員人件費		
食糧費		・3世代ふれあい交流会のおやつ代		

ファミリー・サポート・センター事業の内容、実績について(過去3年分)

こども家庭課

【事業の内容】

「ファミリー・サポート・センター」とは、育児の援助を受けたい人(おねがい会員)、育児の援助を行いたい人(まかせて会員)、援助を受けることと行うことの両方を希望する人(どっちも会員)が、地域の中で支えあいながら有償で子育てをする会員組織です。現在子育て中の方、これからこどもを産みたい方にとって、子育ての不安や負担を和らげていただくため、地域で子育てを応援しています。

○主な援助の内容

基本事業型

保育施設(保育園・幼稚園・こども園)や小学校、放課後児童クラブでの利用開始前、終了後のこどもの預かりや送迎
学校行事、外出、保育施設などの休日、そのほか一時的な預かり

病児・緊急対応型

急な発熱による保育施設や小学校、放課後児童クラブからの呼び出しによるこどもの送迎や預かり
急な残業等でお迎えに行けなくなったときなどのこどもの送迎や一時預かり

○利用料金

援助終了後に「おねがい会員」が「まかせて会員」「どっちも会員」に以下の利用料金を支払います。

料金はこども1人あたりの金額になります。

【対象】生後6ヵ月～小学校6年生

【1時間あたりの単価】

7時00分～9時00分… 基本事業型 800円 病児・緊急対応型 1,000円

9時00分～19時00分… 基本事業型 500円 病児・緊急対応型 700円

19時00分～20時00分… 基本事業型 800円 病児・緊急対応型 1,000円

交通費(ガソリン代等)が別途加算されます。

【実績】

	預かり	送迎	依頼会員 (おねがい会員)	提供会員 (まかせて会員)	両方会員 (どっちも会員)
令和4年度	34件	252件	216人	112人	32人
令和5年度	60件	292件	229人	132人	31人
令和6年度 (～R7.1末)	102件	242件	240人	138人	31人

※病児・緊急対応型はR6年12月から開始しており、R7年1月末現在で利用者はゼロ件。

扶助状況推移（過去15年間）

生活支援課

(単位:千円)

種別 \ 年度	平成22年度	割合	平成23年度	割合	平成24年度	割合	平成25年度	割合	平成26年度	割合
生活扶助費	3,326,676	33.55%	3,380,967	32.93%	3,396,938	32.88%	3,306,628	32.46%	3,289,253	32.18%
住宅扶助費	901,044	9.09%	951,165	9.26%	981,567	9.50%	998,270	9.80%	1,006,433	9.85%
教育扶助費	82,198	0.83%	78,180	0.76%	79,328	0.77%	75,694	0.74%	81,189	0.80%
介護扶助費	147,802	1.49%	152,920	1.49%	169,019	1.63%	164,361	1.61%	167,913	1.64%
医療扶助費	5,341,170	53.87%	5,588,869	54.43%	5,592,915	54.13%	5,542,064	54.40%	5,569,589	54.49%
出産扶助費	14,296	0.14%	11,290	0.11%	10,081	0.10%	9,962	0.10%	11,561	0.11%
生業扶助費	41,472	0.42%	47,232	0.46%	46,835	0.45%	45,529	0.45%	41,201	0.40%
葬祭扶助費	25,285	0.26%	22,623	0.22%	25,618	0.25%	18,741	0.18%	21,354	0.21%
施設事務費	35,191	0.35%	35,001	0.34%	29,632	0.29%	26,837	0.26%	30,615	0.30%
就労自立給付費									1,517	0.02%
進学準備給付費										
合計	9,915,134	100.0%	10,268,247	100.0%	10,331,933	100.0%	10,188,086	100.0%	10,220,625	100.0%

種別 \ 年度	平成27年度	割合	平成28年度	割合	平成29年度	割合	平成30年度	割合	令和元年度	割合
生活扶助費	3,075,235	30.95%	2,969,839	30.81%	2,849,557	29.30%	2,673,078	28.65%	2,503,011	28.12%
住宅扶助費	997,878	10.05%	997,198	10.35%	991,503	10.20%	992,571	10.64%	975,053	10.96%
教育扶助費	74,946	0.75%	71,353	0.74%	64,093	0.66%	52,843	0.57%	42,333	0.48%
介護扶助費	183,792	1.85%	192,608	2.00%	192,444	1.98%	207,086	2.22%	208,540	2.34%
医療扶助費	5,508,425	55.45%	5,321,637	55.21%	5,537,525	56.95%	5,322,077	57.04%	5,094,417	57.24%
出産扶助費	7,803	0.08%	8,494	0.09%	7,110	0.07%	3,384	0.04%	6,133	0.07%
生業扶助費	38,269	0.39%	34,221	0.35%	39,689	0.41%	33,375	0.36%	24,375	0.27%
葬祭扶助費	17,961	0.18%	14,905	0.15%	20,672	0.21%	18,457	0.20%	17,689	0.20%
施設事務費	28,702	0.29%	27,216	0.28%	20,352	0.21%	19,938	0.21%	23,488	0.26%
就労自立給付費	964	0.01%	1,640	0.02%	1,380	0.01%	1,933	0.02%	1,604	0.02%
進学準備給付費							4,900	0.05%	3,100	0.04%
合計	9,933,975	100.0%	9,639,111	100.0%	9,724,325	100.0%	9,329,642	100.0%	8,899,743	100.0%

種別 \ 年度	令和2年度	割合	令和3年度	割合	令和4年度	割合	令和5年度	割合	令和6年度	割合
生活扶助費	2,378,639	28.32%	2,326,126	28.25%	2,330,263	27.78%	2,284,451	26.82%	2,365,049	26.03%
住宅扶助費	961,006	11.44%	961,640	11.68%	974,194	11.61%	968,743	11.37%	976,639	10.75%
教育扶助費	41,471	0.49%	38,675	0.47%	36,050	0.43%	35,711	0.42%	38,735	0.43%
介護扶助費	203,629	2.43%	200,096	2.43%	187,805	2.24%	173,296	2.04%	205,066	2.26%
医療扶助費	4,745,877	56.51%	4,638,930	56.34%	4,789,105	57.08%	4,974,677	58.41%	5,400,693	59.44%
出産扶助費	5,391	0.07%	2,132	0.03%	3,665	0.04%	3,382	0.04%	5,589	0.06%
生業扶助費	20,294	0.24%	19,460	0.24%	18,015	0.21%	21,550	0.25%	30,456	0.33%
葬祭扶助費	13,631	0.16%	16,681	0.20%	21,743	0.26%	25,756	0.30%	27,833	0.31%
施設事務費	24,418	0.29%	24,758	0.30%	26,816	0.32%	26,654	0.31%	28,797	0.32%
就労自立給付費	1,158	0.01%	1,083	0.01%	871	0.01%	1,497	0.02%	1,703	0.02%
進学準備給付費	3,600	0.04%	4,000	0.05%	1,300	0.02%	1,700	0.02%	4,700	0.05%
合計	8,399,114	100.0%	8,233,581	100.0%	8,389,827	100.0%	8,517,417	100.0%	9,085,260	100.0%

※令和6年度は予算額

納骨堂整備に関する計画一覧

人権・同和政策課

	施設名	建設年	建築面積 (㎡)	実施年度	実績	実績額 (円)	計画	令和7年度 予算額 (円)
1	太郎丸二区納骨堂	S49	80.54	H22年度	屋根防水、外壁・位牌壇改修、電気設備	20,714,400		
2	川島納骨堂	H26	67.44	H25年度	新築(県道建設のため移転)【県から全額補償あり】	18,641,700		
3	秋松西納骨堂	S47	27.00	H26年度	外壁改修、屋根防水	3,758,400		
4	西鹿納骨堂	S49	19.33	H27年度	屋根・外壁防水	3,099,600		
5	山渕納骨堂	S44	9.93	H28年度	位牌壇改修、外壁防水	5,304,960		
6	高田納骨堂	S48	15.85	H29年度	位牌壇改修、外壁防水	5,519,880		
7	幸袋西町納骨堂	S45	64.50	H30年度	屋根・外壁防水	4,093,200		
8	畝割納骨堂	S43	85.00	H18年度	屋根防水	2,047,500		
				H19年度	位牌壇改修	13,030,000		
				H31年度	屋根・外壁防水	4,168,800		
9	潤野下区納骨堂	S51	179.95	H31年度	屋根・外壁防水	11,124,000		
10	柏の森金池納骨堂	S49	28.15	R2年度	屋根・外壁防水	4,290,000		
11	立納骨堂	S49	65.27	R2年度	屋根・外壁防水、位牌壇購入	18,867,200		
12	下三緒第三納骨堂	S41	28.15	R3年度	屋根・外壁防水	4,236,100		
13	南伊川納骨堂	S39	28.29	R4年度	アスベスト調査、屋根・外壁防水	4,922,500		
14	大日寺ノ尾納骨堂	S47	24.84	H20年度	位牌壇改修	5,932,500		
				R5年度	アスベスト調査、屋根・外壁防水	5,407,600		
15	目尾山ノ谷納骨堂	S50	28.16	H18年度	位牌壇改修	5,292,000		
				R5年度	アスベスト調査、外壁防水	4,061,200		
16	吉田納骨堂	S49	55.00	R5年度	アスベスト調査、屋根・外壁防水	8,048,700		

※令和5年度までは、決算額。令和6年度は契約済額(R7.3.1現在)。令和7年度は当初予算額。

	施設名	建設年	建築面積 (m ²)	実施年度	実績	実績額 (円)	計画	令和7年度 予算額 (円)
17	浦田納骨堂	S51	58.50	R6年度	アスベスト調査、屋根・外壁防水	7,815,500		
18	上ノ原納骨堂	S53	33.00	R6年度	アスベスト調査、屋根・外壁防水	9,498,500		
19	氷屋納骨堂	S53	51.30	R6年度	アスベスト調査	456,500	R7 屋根・外壁防水	13,040,000
20	小瀬隈納骨堂	S54	25.00	R6年度	アスベスト調査	410,300	R7 屋根・外壁防水	8,360,000
21	木ノ下納骨堂	S56	25.00	R4年度	内壁の補修	650,100	R8 屋根・外壁防水	
				R6年度	アスベスト調査	418,000		
22	大畑納骨堂	S56	45.50				R8 アスベスト調査 R8 屋根・外壁防水	
23	小正五組納骨堂	S40	27.81				R7 アスベスト調査	863,000
							R8 屋根・外壁防水	
24	北勢田納骨堂	S62	52.33				R8 アスベスト調査	
							R8 屋根・外壁防水	
25	小正納骨堂	H3	45.75				R8 アスベスト調査	
							R9 屋根・外壁防水	
26	庄内元吉納骨堂	S47	7.80	H19年度	屋根防水	1,207,500	R8 アスベスト調査	
							R9 屋根・外壁防水	
27	横田中央区納骨堂	H9	65.55	R6年度	アスベスト調査	499,400	R9 屋根・外壁防水	
28	椿納骨堂	H11	47.49				R9 アスベスト調査	
							R10 屋根・外壁防水	
29	楽市東区納骨堂	S46	51.25	H22年度	屋根改修	1,207,500	R9 アスベスト調査	
							R10 屋根・外壁防水	
30	鶯塚納骨堂	S52	128.50	H27年度	屋根防水	1,274,400	R10 アスベスト調査	
							R11 屋根・外壁防水	

※令和5年度までは、決算額。令和6年度は契約済額(R7.3.1現在)。令和7年度は当初予算額。

水道事業会計補助金の根拠、内訳(過去7年間)

財政課
(単位:千円)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1 簡易水道事業元金・利子償還分の1/2	19,899	19,899	19,898	19,898	19,898	19,898	19,898
2 児童手当分	1,820	1,776	1,476	1,554	2,274	1,522	1,988
3 一般会計出資分	358,800	350,000	300,000	0	0	0	0
合計	380,519	371,675	321,374	21,452	22,172	21,420	21,886

※各年度の額は当初予算額

○総務省の「令和6年度の地方公営企業繰出金について(通知)」によるもの

繰出基準 第1-6(統合水道に係る事業統合前の簡易水道の建設改良に要する経費)

(1)趣旨

統合水道の経営基盤の強化及び資本費負担の軽減を図るため、事業統合前の簡易水道事業に係る建設改良のために発行された企業債の元利償還金の一部について繰り出すための経費

(2)繰出しの基準

イ 統合水道に係る事業統合前の第5の1(2)イに規定する簡易水道の建設改良費について発行された企業債に係る元利償還金の2分の1

繰出基準 第9-4(地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費)

(1)趣旨

地方公営企業職員に係る児童手当法(昭和46年法律第73号)に規定する児童手当の給付に要する経費の一部について繰り出すための経費

(2)繰出しの基準

ア 3歳に満たない児童に係る給付に要する経費(ウに掲げる経費を除く。)の15分の8

イ 3歳以上中学校修了前の児童に係る給付に要する経費(ウに掲げる経費を除く。)

ウ 児童手当法附則第2条に規定する給付に要する経費

○その他によるもの

一般会計出資分

(1)趣旨

市民の生命を守るインフラである水道施設の戦略的な基盤強化に取り組むため、避難所や基幹医療機関等の重要給水施設に至る老朽管・非耐震管の更新事業を中心とした計画的・集中的な災害対策等事業への出資のための経費

ごみ収集体制推移

環境対策課

収集年度		平成18年度～平成26年度	平成27年度～平成29年度	平成30年度～令和6年度
		収 集 地 区		
収集業者	飯塚市（直営）	○東地区（上三緒を除く） ○飯塚地区 ○立岩地区（立岩の一部、新飯塚の一部） ○片島地区 ○鯉田地区	○飯塚地区 ○立岩地区（立岩の一部、川島、久世ヶ浦、新飯塚、） ○片島地区 ○鯉田地区	○飯塚地区（東町の一部、本町、御幸町、吉原町の一部） ○立岩地区（立岩の一部、新飯塚の一部）
	(有)森永産業	○二瀬地区（新高雄、伊川、千手地区を除く） ○幸袋地区（緑ヶ丘）		
	(有)石井産業	○鎮西地区 ○二瀬地区（新高雄、伊川、千手地区） ○幸袋地区（緑ヶ丘を除く）		
	(有)イブキアメニティサービス	○菰田地区 ○東地区（上三緒）	○菰田地区 ○東地区（下三緒の一部、上三緒、山内、三緒浦） ○立岩地区（柏の森の一部）	○飯塚地区（東町東の一部、徳前、西町の一部、向町） ○鯉田地区（愛宕団地、市の間） ○立岩地区（立岩の一部、川島・久世ヶ浦・新飯塚の一部、柏の森の一部） ○菰田地区 ○東地区（下三緒の一部、上三緒、山内、三緒浦）
	(有)ファミリーエミケイ	—	○立岩地区（立岩の一部、芳雄、旧芳雄、柏の森の一部） ○東地区（下三緒の一部）	○飯塚地区（稲荷町、西町の一部、宮の下、吉原町の一部、リバーサイド） ○片島地区（片島勝盛） ○鯉田地区（鯉田上町、鯉田浦田、鯉田篠田、鯉田南町） ○立岩地区（立岩の一部、芳雄、旧芳雄、川島・久世ヶ浦・新飯塚の一部、柏の森の一部） ○東地区（下三緒の一部、東ヶ丘、柏の森ヒルズ）
	(有)かいた環境開発工業	—	—	○鯉田地区（愛宕団地、市の間、鯉田上町、鯉田浦田、鯉田篠田、鯉田南町を除く） ○片島地区（片島栄町、片島本町、片島若宮）

		収 集 地 区		
収集業者	穂波地区	(有)藤本組	穂波地区全域	
	筑穂地区	(有)筑穂衛生	○浦田 ○筑穂元吉 ○嘉穂 ○馬敷 ○山口 ○長尾 ○市営住宅12 ○市営住宅13 ○市営住宅18 ○嘉穂（1・2組） ○栄町 ○阿恵 ○内野（三町、下揚、上揚） ○弥山 ○桑曲	
		(株)滝本衛生	○うぐいす台 ○氷屋 ○長尾東団地 ○北古賀 ○平塚 ○出雲東 ○大野 ○久保山 ○内住本村 ○切畑 ○大分 ○黒石 ○鶯塚 ○大分駅前団地 ○長楽寺団地 ○楠台 ○片山 ○ニュータウン大分 ○大分駅西	
	庄内地区	(有)庄内衛生舎	庄内地区全域	
	颯田地区	(有)かいた環境開発工業	颯田地区全域	

※「穂波・筑穂・庄内・颯田地区」は、合併当時より収集地区の変更なし。

農業施設(市内各所)の維持管理に関する一覧

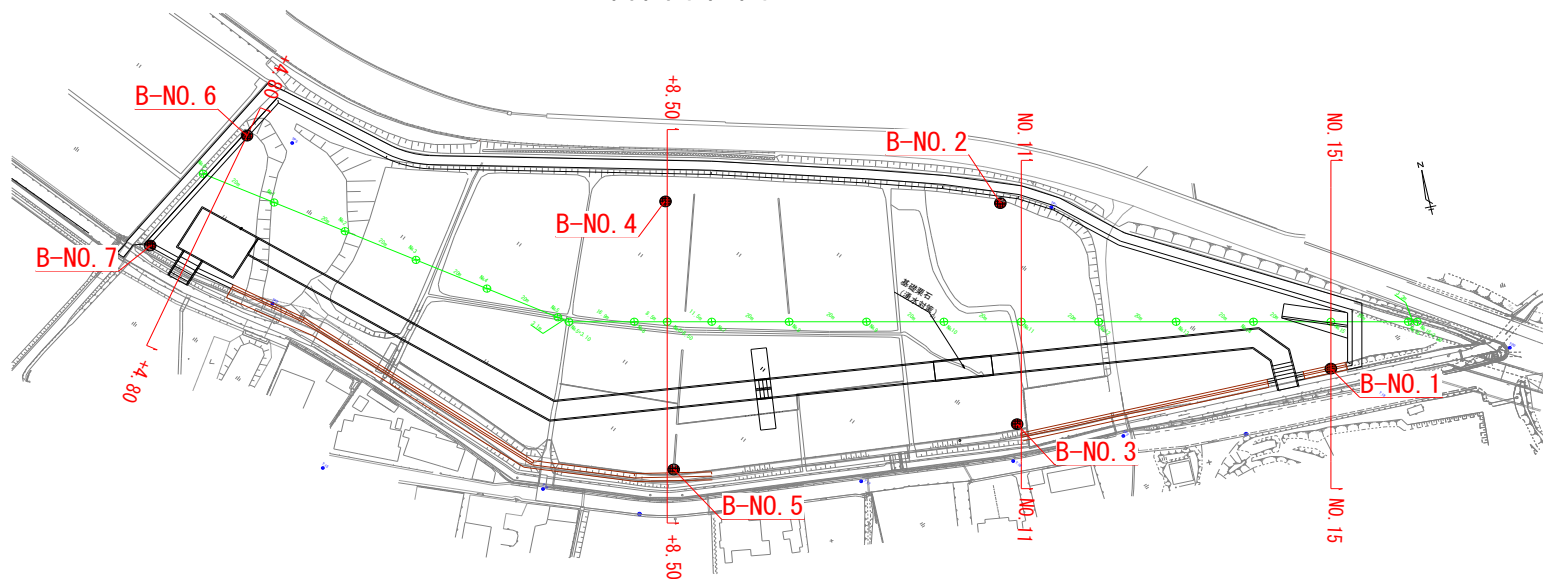
農林振興課

番号	名称	貸付及び使用に関する契約状況等	市による鍵の管理	利用実績(記録)
1	畝割農機具保管庫	有	有	有
2	川島農機具保管庫	有	有	有
3	下三緒農機具保管庫	有	有	有
4	横田中央農機具保管庫	有 ※1	有	有
5	大日寺ノ尾農機具保管庫	有	有	有
6	目尾農機具保管庫	無	有	無
7	幸袋西町農機具保管庫	無	有	無
8	山淵農機具保管庫	無	有	無
9	西鹿農機具保管庫	無	有	無
10	太郎丸二区農機具保管庫	無	有	無
11	秋松西農機具保管庫	無	有	無
12	小正農機具保管庫	無	有	無
13	木ノ下農機具保管庫	無	有	無
14	吉田農機具保管庫	有	有	無
15	上ノ原農機具保管庫	無	有	無
16	浦田第1農機具保管庫	無	有	無
17	浦田第2農機具保管庫	無	有	無
18	筑穂農機具保管庫	有	有	無
19	氷屋農機具保管庫	無	有	無
20	立農機具保管庫	無	有	無
21	庄内元吉農機具保管庫	無	有	無
22	北勢田農機具保管庫	無	有	無

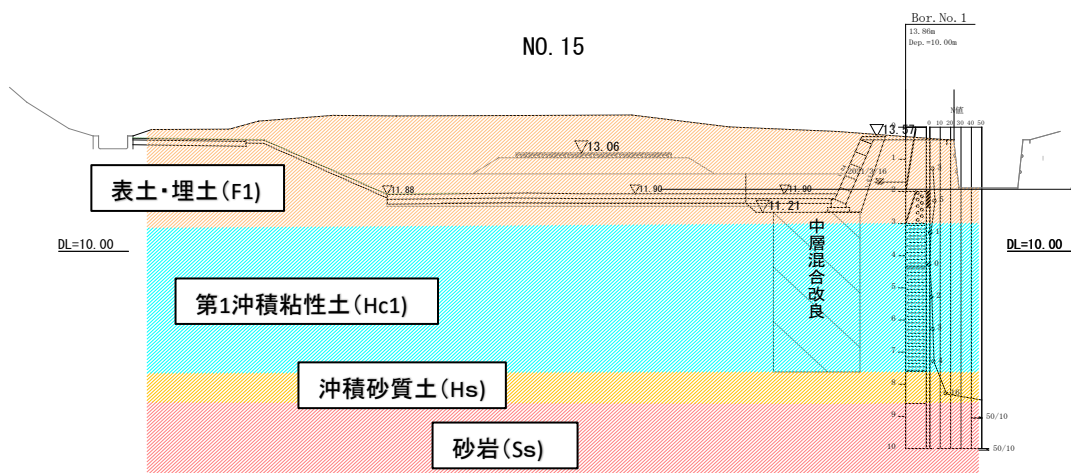
番号	名称	貸付及び使用に関する契約状況等	市による鍵の管理	利用実績(記録)
23	大畑農機具保管庫	無	有	無
24	山淵農業共同作業所	無	有	無
25	西鹿農業共同作業所	無	有	無
26	楽市東区農業共同作業所	無	有	無
27	太郎丸二区共同作業所	無	有	無
28	高田農業共同作業所	無	有	無
29	秋松西農業共同作業所	無	有	無
30	椿農業共同作業所	無	有	無
31	椿彼岸原農業共同作業所	無	有	無
32	穂波共同育苗施設	無	有	有
33	小正五組農業共同作業所	無	有	無
34	筑穂農業共同作業所	有	有	有
35	大畑・北勢田地区共同作業所	無	有	無

※1 個人所有の土地の賃貸借契約を含む

計画平面図



Bor柱状断面図



令和7年度

- 3工区 安定処理工 N=一式
- 土砂撤去工 N=一式
- コンクリート工 N=一式
- 4工区 安定処理工 N=一式
- 土砂撤去工 N=一式
- コンクリート工 N=一式
- 5工区 安定処理工 N=一式
- 土砂撤去工 N=一式
- コンクリート工 N=一式

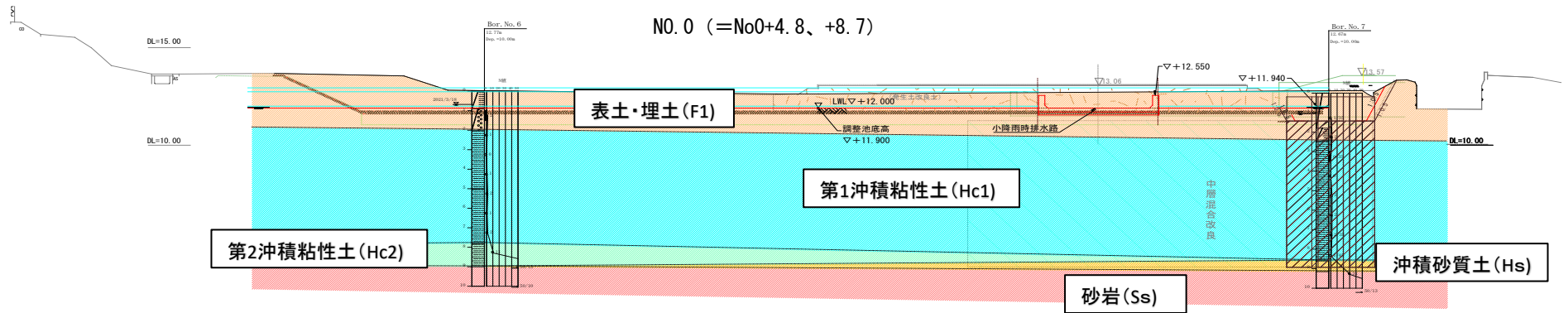
- 6工区 安定処理工 N=一式
- 土砂撤去工 N=一式
- コンクリート工 N=一式

令和6年度

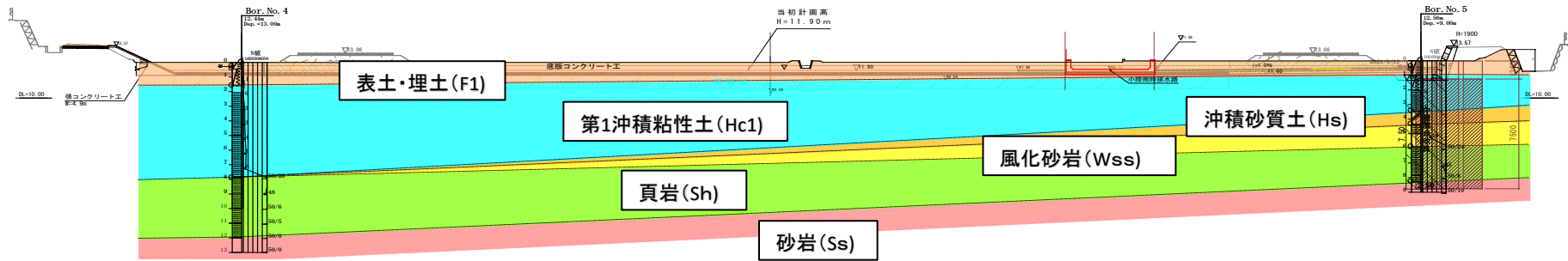
- 1工区 擁壁工 A=235.4m²
- 中層混合改良工 A=4,860m²
- 仮設工 L=160.0m
- 2工区 擁壁工 A=360.4m²
- 中層混合改良工 A=2,838m²
- 仮設工 L=145.0m
- 7工区 流入出渠工 N=一式
- 排水路工 N=一式
- 8工区 放流柵工 N=一式
- 付帯工 N=一式
- 9工区 排水設備工 N=一式
- 排水構造物工 N=一式

Bor柱状断面図

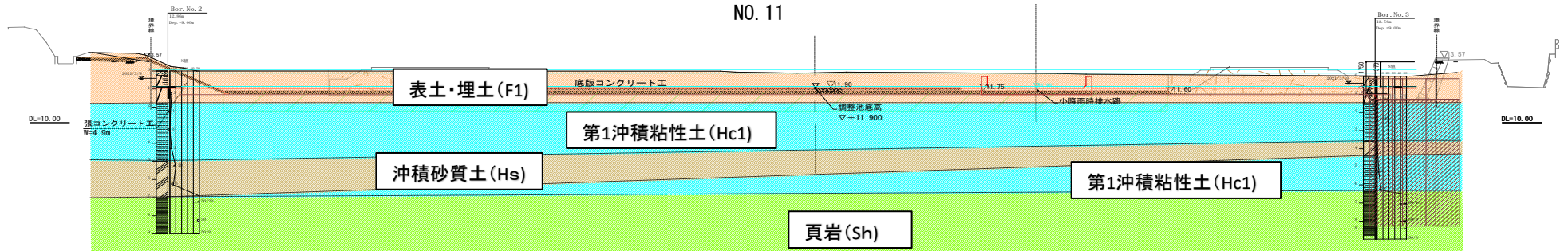
NO. 0 (=No0+4.8、+8.7)



NO. 6+8.50



NO. 11



筑前茜染協議会補助金

1. 交付根拠

飯塚市筑前茜染協議会補助金交付要綱

[以下抜粋]

(趣旨)

第1条 この告示は、筑前茜染の復活を図るとともに、茜染に関する地域の歴史・文化の継承及び茜染を活かした地域交流活動等を支援するため、予算の範囲内において飯塚市筑前茜染協議会(以下「協議会」という。)が行う事業等に対し、補助金を交付することについて、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) 筑前茜染の魅力発信及び知名度向上に寄与する事業
- (2) 筑前茜染に関する伝統文化の継承及び地域交流の推進に関する事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認める事業

2 補助の対象となる経費は、前項に掲げる事業に要する経費のうち市長が認めるものとする。

2. 手続き

筑前茜染協議会より申請 → 特産品・ふるさと応援課で審査・決定 → 概算払い → 筑前茜染協議会より実績報告・清算書提出 → 特産品・ふるさと応援課から補助金交付金額確定を通知

3. 実績・令和6年度見込み・令和7年度予算案

年度	交付額	備考
令和3年度	2,839,000円	
令和4年度	2,975,000円	不正引き出しにかかる補助金の過大交付があったため、令和6年度歳入に過大額760,000円を返金
令和5年度	5,016,876円	
令和6年度	3,500,000円	
令和7年度	1,570,000円	

工業用地造成事業特別会計繰出金の算出根拠について

経済政策推進室 企業誘致担当

工業用地造成事業特別会計繰出金 30,796 千円

工業用地造成事業特別会計		財源内訳		
		工業用地造成事業 特別会計繰出金	市債	その他
栗尾工業団地管理事業	小計	660 千円		
	内訳			
	役務費	44 千円	660 千円	0 千円
	委託料	616 千円		0 千円
飯塚あかね工業団地造成事業	小計	187,737 千円		
	内訳			
	役務費	20,104 千円	20,137 千円	138,700 千円
	委託料	167,633 千円		28,900 千円
予備費		10,000 千円	9,999 千円	0 千円
合計		198,397 千円	30,796 千円	138,700 千円
				28,901 千円

飯塚市観光地域づくり法人設立について

(1)国の観光地域づくり法人の設立の背景

人口減少や少子高齢化による国の課題である地方創生において、観光は国内及びインバウンド需要の取込による交流人口や観光消費額を拡大させ、地域を活性化させる原動力となるものである。

こうした取組を進めるためには、地域の稼ぐ力を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する地域経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔としての役割を果たす観光地域づくり法人(DMO)を核とした観光地域づくりが行われることが重要である。

(観光庁:観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン)

(2)飯塚市観光地域づくり法人設立に向けたこれまでの経緯

令和5年5月～	・観光地域づくり法人に関する研修会 観光振興セミナー、観光コンシェルジュセミナー等の観光地域づくり法人についての様々な研修会への参加
令和5年11月～	・第2次飯塚市観光振興基本計画の中間見直し
令和6年3月	・第2次飯塚市観光振興基本計画の改訂 具体的取り組みとして飯塚版観光地域づくり法人の設立の検討を進めていくことを目標に掲げる
令和6年5月～	・政策立案ワークショップ(EBPM) 各種データを活用した政策の実施について学習 観光施策でのデータ分析活用についての学習
令和6年6月	・補正予算(飯塚市観光地域づくり法人に関する勉強会)
令和6年9月～	・EBPMの学習会(全3回) 人流データや観光関連データ等を活用した戦略的な観光施策の学習
令和6年9月	・飯塚市観光地域づくり法人に関する勉強会設置

令和6年10月	・飯塚市観光地域づくり法人に関する勉強会(第1回) 観光関連事業者等とともに専門講師による先進事例学習や情報交換 設立に向けたスケジュール等の情報交換及び共有
令和6年11月	・設立に関する予算等の調査、研究
令和7年1月	・飯塚市観光地域づくり法人に関する勉強会(第3～5回) 専門講師による観光地域づくり法人に関する学習 観光データ収集・分析等、マーケティング戦略事例等 地域の魅力を活かす戦略等
令和7年2月	・第1回市議会 定例会 一般会計予算 観光費(観光地域づくり法人設立準備会議運営委託料等)

(3)飯塚市観光地域づくり法人設立準備会議の想定構成員(14人以内想定)

・観光商品造成関係	・旅行事業関係
・宿泊事業関係	・酒造販売事業関係
・商工業振興事業関係	・農畜産業振興関係
・交通事業関係	・飲食事業関係
・情報発信事業関係	・その他 有識者・実務経験者等

飯塚観光協会補助金の推移

商工観光課

(1) 一般社団法人飯塚観光協会の目的について

飯塚市観光事業の振興・活性化を図り、新たな観光資源の発掘や施設整備・運営、物産の開発やその普及を図ることにより、地域の文化、厚生及び経済の発展、向上に寄与することを目的とする。

(2) 飯塚観光協会の主な事業について

- ・観光行事等の企画、実施、及び協力
- ・観光施設並びに観光関連事業の運営
- ・観光受入体制の充実、及び促進
- ・観光に関する印刷物等の編集、発行
- ・旅行業法に基づく旅行業 等

(3) 飯塚観光協会補助金交付実績推移

年度	交付額	備考
令和元年度	32,202,631 円	
令和2年度	19,161,237 円	
令和3年度	15,739,916 円	
令和4年度	20,540,443 円	
令和5年度	26,177,070 円	
令和6年度	30,715,000 円	予算額
令和7年度	33,122,000 円	予算額

(4) 飯塚観光協会補助金の交付根拠

飯塚観光協会補助金交付要綱

平成24年8月23日
飯塚市告示第295号

(趣旨)

第1条 この告示は、飯塚市の観光振興を図るため、予算の範囲内において飯塚観光協会(以下「協会」という。)が行う事業等に対し補助金を交付することについて、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業及び経費)

第2条 補助の対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) 市内観光に関する施設等の宣伝及び誘客を目的とする事業
- (2) 観光振興に資する事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認める事業

2 補助の対象となる経費は、前項に掲げる事業に要する経費及び協会の運営に要する経費のうち市長が認めるものとする。

(目的外使用の禁止)

第3条 協会は、補助金を補助の対象とする事業の遂行のみに使用し、他の用途に使用してはならない。

(事業の計画変更)

第4条 協会は、補助金の交付決定通知を受けた後において、補助金の交付決定を受けた事業の計画を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

(補助金に係る書類等の整備)

第5条 協会は、補助事業に係る経理についての収支を明らかにした書類を整備し、補助事業の完了の日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

住宅改修補助金、戸建て中古住宅取得補助金の実績等一覧

建設政策課

住宅改修補助金

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計	
令和2年度 当初予算額 25,000千円	令和2年度 決算	申請件数(件)	26	13	17	20	23	20	28	21	18	3	2	191
		加算人数(人)	11	2	13	5	10	12	6	3	2	0	0	64
		補助金額(千円)	1,992	1,040	1,245	1,431	1,704	1,420	2,057	1,431	1,241	240	160	13,961
		加算金額(千円)	220	40	260	100	200	240	120	60	40	0	0	1,280
		交付金額(千円)	2,212	1,080	1,505	1,531	1,904	1,660	2,177	1,491	1,281	240	160	15,241
令和3年度 当初予算額 25,000千円	令和3年度 決算	申請件数(件)	38	34	20	24	20	25	23	16	17	11	0	228
		加算人数(人)	10	17	9	14	3	6	3	3	7	2	0	74
		補助金額(千円)	2,822	2,703	1,466	1,769	1,570	1,870	1,655	1,194	1,311	877	0	17,237
		加算金額(千円)	200	340	180	280	60	120	60	60	140	40	0	1,480
		交付金額(千円)	3,022	3,043	1,646	2,049	1,630	1,990	1,715	1,254	1,451	917	0	18,717
令和4年度 当初予算額 20,000千円	令和4年度 決算	申請件数(件)	37	28	19	23	20	13	19	15	17	4	0	195
		加算人数(人)	11	6	6	8	2	10	9	1	7	0	0	60
		補助金額(千円)	2,819	1,981	1,401	1,777	1,579	988	1,357	999	1,153	320	0	14,374
		加算金額(千円)	220	120	120	160	40	200	180	20	140	0	0	1,200
		交付金額(千円)	3,039	2,101	1,521	1,937	1,619	1,188	1,537	1,019	1,293	320	0	15,574
令和5年度 当初予算額 20,000千円	令和5年度 決算	申請件数(件)	24	13	17	19	17	12	19	11	11	5	0	148
		加算人数(人)	13	13	8	10	6	4	2	4	9	1	0	70
		補助金額(千円)	1,915	988	1,360	1,408	1,204	855	1,475	842	876	400	0	11,323
		加算金額(千円)	260	260	160	200	120	80	40	80	180	20	0	1,400
		交付金額(千円)	2,175	1,248	1,520	1,608	1,324	935	1,515	922	1,056	420	0	12,723
令和6年度 当初予算額 20,000千円	令和6年度 決算見込	申請件数(件)	25	14	15	20	13	12	19	13	7	4	0	142
		加算人数(人)	8	6	3	9	5	10	5	4	0	2	0	52
		補助金額(千円)	1,884	1,043	1,016	1,435	958	895	1,512	974	541	291	0	10,549
		加算金額(千円)	160	120	60	180	100	200	100	80	0	40	0	1,040
		交付金額(千円)	2,044	1,163	1,076	1,615	1,058	1,095	1,612	1,054	541	331	0	11,589
令和7年度 当初予算額 20,000千円	令和7年度 予算	申請件数(件)	30	30	22	22	21	21	21	21	21	21	0	230
		加算人数(人)	11	10	8	8	8	7	7	7	7	7	0	80
		補助金額(千円)	2,400	2,400	1,760	1,760	1,680	1,680	1,680	1,680	1,680	1,680	0	18,400
		加算金額(千円)	220	200	160	160	160	140	140	140	140	140	0	1,600
		交付金額(千円)	2,620	2,600	1,920	1,920	1,840	1,820	1,820	1,820	1,820	1,820	0	20,000

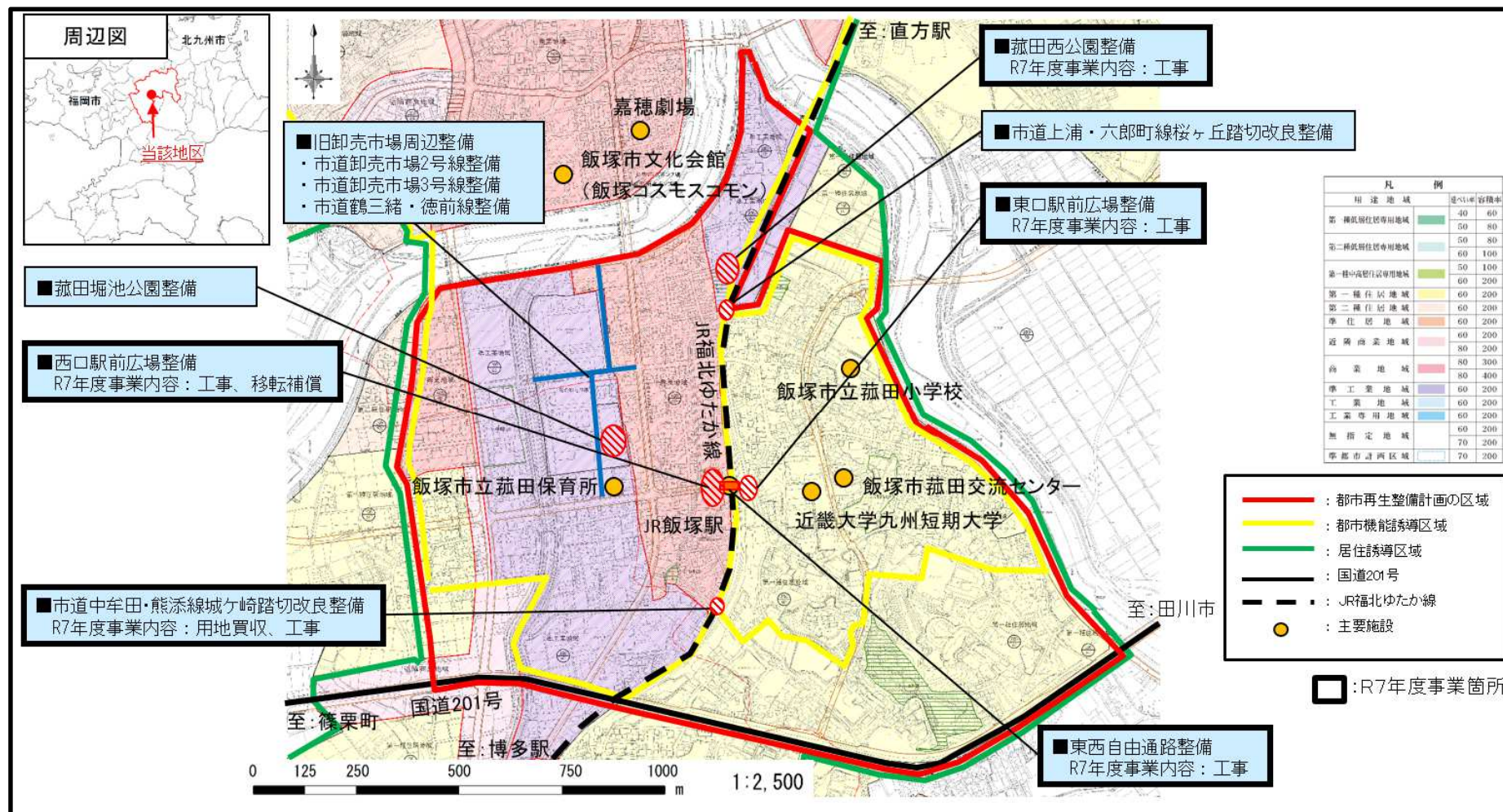
(備考)補助の対象となる工事は、申請日以降最初の2月末日までに完了届を提出できる工事となっているため、近年、2月の申請はない状況。

戸建て中古住宅取得補助金

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計	
令和2年度 当初予算額 20,000千円	令和2年度 決算	申請件数(件)	11	6	9	5	3	8	5	4	4	3	5	63	
		加算人数(人)	15	3	9	3	2	6	7	2	4	0	3	54	
		補助金額(千円)	3,300	1,569	2,700	1,273	900	2,171	1,500	1,200	1,200	900	1,500	18,213	
		加算金額(千円)	1,500	300	900	300	200	600	700	200	400	0	300	5,400	
		交付金額(千円)	4,800	1,869	3,600	1,573	1,100	2,771	2,200	1,400	1,600	900	1,800	23,613	
令和3年度 当初予算額 20,000千円	令和3年度 決算	申請件数(件)	8	6	4	3	4	4	6	8	9	6	0	58	
		加算人数(人)	12	11	4	8	2	6	7	7	7	7	0	75	
		補助金額(千円)	2,200	1,795	1,200	900	1,200	1,050	1,800	2,250	2,700	1,800	0	16,895	
		加算金額(千円)	1,200	1,100	400	800	200	600	700	700	1,100	700	0	7,500	
		交付金額(千円)	3,400	2,895	1,600	1,700	1,400	1,650	2,500	2,950	3,800	2,500	0	24,395	
令和4年度 当初予算額 22,000千円	令和4年度 決算	申請件数(件)	8	7	4	3	5	4	2	6	4	8	3	54	
		加算人数(人)	6	7	4	2	9	5	2	11	5	3	2	56	
		補助金額(千円)	2,281	2,100	1,200	900	1,500	1,200	600	1,800	1,200	2,170	900	15,851	
		加算金額(千円)	600	700	400	200	900	500	200	1,100	500	300	200	5,600	
		交付金額(千円)	2,881	2,800	1,600	1,100	2,400	1,700	800	2,900	1,700	2,470	1,100	21,451	
令和5年度 当初予算額 22,000千円	令和5年度 決算	申請件数(件)	6	11	5	4	7	10	5	7	5	6	4	70	
		加算人数(人)	13	7	12	4	9	12	6	8	5	4	3	83	
		補助金額(千円)	1,800	3,300	1,500	1,200	2,056	3,000	1,500	2,100	1,500	1,800	1,200	20,956	
		加算金額(千円)	1,300	700	1,200	400	900	1,200	600	800	500	400	300	8,300	
		交付金額(千円)	3,100	4,000	2,700	1,600	2,956	4,200	2,100	2,900	2,000	2,200	1,500	29,256	
令和6年度 当初予算額 24,400千円	令和6年度 決算見込	申請件数(件)	6	7	5	4	4	3	3	3	4	7	4	50	
		加算人数(人)	4	11	3	0	6	5	3	0	2	6	6	46	
		補助金額(千円)	1,800	2,100	1,500	1,200	1,200	900	700	900	1,200	1,919	1,050	14,469	
		加算金額(千円)	400	1,100	300	0	600	500	300	0	200	600	600	4,600	
		交付金額(千円)	2,200	3,200	1,800	1,200	1,800	1,400	1,000	900	1,400	2,519	1,650	19,069	
令和7年度 当初予算額 24,000千円	令和7年度 当初予算	申請件数(件)	8	8	6	6	6	5	5	5	5	5	4	63	
		加算人数(人)	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	4	3	51
		補助金額(千円)	2,400	2,400	1,800	1,800	1,800	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,200	18,900	
		加算金額(千円)	500	500	500	500	500	500	500	500	400	400	300	5,100	
		交付金額(千円)	2,900	2,900	2,300	2,300	2,300	2,000	2,000	2,000	1,900	1,900	1,500	24,000	

菰田・堀池地区活性化事業関連総括

都市計画課



飯塚駅周辺整備事業：786,911 千円（西口駅前広場整備、東口駅前広場整備、東西自由通路整備）

城ヶ崎踏切改良事業：31,510 千円

菰田西公園整備事業：114,981 千円

相田団地建替事業の経過及び見直し案と今後のスケジュール

住宅課

【経過】

- H25年 県営相田団地の建替えにより、県営住宅跡地(残地)の活用策について県より相談あり。
A案:既存の市営住宅用地に建設(相田公園は残す)
B案:県住跡地に1棟目を建設(相田公園は残す)
C案:県住跡地に公園の代替えを造成し、相田公園に1棟目を建設 の3案を作成。
- H26.6.20 「相田住宅建替の方向性」及び「相田都市公園の今後の方針」について決裁。
① 隣接の県有地の払下げを受け都市公園を整備。
② 既設の相田公園を廃止し相田住宅の建設用地とする。
③ 公園の不足面積については相田住宅建設の基本・実施設計で位置づけ整備する。以上を決定。
- H26.10.14 相田団地自治会(自治会長他役員8名)に対し上記3案を説明、検討を依頼する。自治会長より、「この後隣組長会に諮ったうえで返事をする」と回答。
- H26.11.5 相田団地自治会長と協議。10月25日の隣組常会にて同意を得られたことから県営住宅跡地の購入、相田公園での1棟目建設(C案)で了承するとの回答。建設戸数、集会所、新公園の規模について要望書提出有り。また、近隣自治会(相田、新二瀬)への説明を行うようにとの意見。
- H26.11.6 相田自治会自治会長、新二瀬自治会会長と協議。A～C案を説明し、相田団地自治会からはC案の方向性に了承をもらっていることを補足。相田自治会会長からは了承を得る。新二瀬自治会会長から、住民説明会の開催を依頼される。(12月7日開催、C案で了承)
- H29年度 C案に方向性が決定したことにより、県住跡地を購入。(この間は管理委託)
- H30.8.24 相田団地自治会長と協議。団地住民へのアンケート調査について。

【令和元年度】

- R1.11.21 相田団地自治会長と協議。建設戸数について説明。今後の説明については「建替連絡協議会」を通じて住民周知を行うこととする。
- R1.12.23 相田団地自治会(自治会長、市住居住者18名、県住居住者6名、一般住宅居住者1名)「相田団地建設に伴う方針等説明会」(構成は「建替連絡協議会」メンバー含む)
- R2.3 相田公営住宅建設基本設計完了。

【令和2年度】

- R2.6.3 相田団地自治会役員へ基本計画内容の説明。
- R2.7.8 相田団地自治会「連絡協議会」委員(隣組長)へ基本設計の説明。(分散開催)
- R2.7.11 相田団地自治会「連絡協議会」委員(隣組長)へ基本設計の説明。(分散開催)
- R2.7.14 相田団地自治会「連絡協議会」委員(隣組長)へ基本設計の説明。(分散開催)
- R2.7.16 相田団地自治会「連絡協議会」委員(隣組長)へ基本設計の説明。(分散開催)
相田団地自治会長より、相田公園東側戸建て住宅20軒(以下16組と表記)の住民が自治会に加入していないと伝えられる。(H30年までは自治会加入)
- R2.7.21 16組の各世帯へ資料のポスティング(造成実施設計業務に関する地盤調査予定の周知)を実施。
翌22日電話あり、説明会の開催を約束するも訪問時に、地盤調査の中止を要求される。
- R2.7.29 現相田公園の地盤調査予定箇所(2箇所)に現地にて木杭を設置する。
- R2.7.30 16組住民からの地盤調査中止の要求を受け、地盤調査を中断する。
- R2.8.9 16組住民への説明会実施。地盤調査を中断していることを伝える。参加者の現相田公園の存続に向けた強い要望を受け、途中で散会。
- R2.9.13 16組住民への説明会実施(第2回目)。公園の存続を望む声を市長に説明し、意見を聞いてくるように、との要望が出され一方的に説明会は散会となる。
- R2.9.15 所管部署より市長に説明。周辺住民の意見を十分に聴取し、配置や景観について可能な限りの対応は行い理解を得るようことの指示を受ける。
- R2.9.29 相田公園隣接者(1軒)を訪問し、市長に説明を行った結果、現案において今後の設計で配置や景観に配慮する旨伝える。
- R2.9.30 相田公園隣接者(1軒)を訪問し、市長に説明を行った結果、現案において今後の設計で配置や景観に配慮する旨伝える。
- R2.10.7 相田公園隣接者(1軒)を訪問し、市長に説明を行った結果、現案において今後の設計で配置や景観に配慮する旨伝える。
- R2.10.25 相田公園隣接者(1軒)を訪問し、市長に説明を行った結果、現案において今後の設計で配置や景観に配慮する旨伝える。
- R2.10.29 相田公園隣接者(1軒)に電話にて市長に説明を行った結果、現案において今後の設計で配置や景観に配慮する旨伝える。
- R2.9.9～ 都市公園の変更について法定縦覧(相田公園の廃止及び代替公園の追加)。意見書の提出なし。(縦覧期間:令和2年9月23日まで)
- R2.11.2 16組住民(6軒7名)より書面にて市長あての要求書が提出される。(市長の説明会への出席と現地視察を要望)
- R2.11.30 市長が現地視察(都市建設部長随行)
- R2.12.11 12月市議会一般質問にて川上議員が、公園を維持する建替案を提案
→「自治会と協議しながら、提案の事業進捗への影響、費用、相互理解の観点から検討を行う」と市長答弁。

- R3.1.13 現行案(現相田公園に1棟目を建設)の他に、現相田公園を保存する3案を検討する。
第1案 現相田公園の南東側エリアに1棟目を建設する。
第2案 現相田公園の西側エリアに1棟目を建設する。
第3案 旧県有地に1棟目を建設する。
- R3.3.5 現公園を保存する案(第1～3案)と市の現行案の比較資料を作成し、3月19日に説明会を開催する旨の案内を併せて相田公園隣接者にポスティングを実施。
- R3.3.11 説明会開催について説明するため相田公園隣接者(3名)訪問。開催日程について都合が悪いと断られる。
3月19日に自治会と自治会未加入者との合同説明会を企画するも16組は参加できないとの回答を得たことから開催を中止。
- R3.3.17 公園の隣接者6軒より要望書提出。現相田公園を残し県住跡地に1棟目建設する案:以下第3案)の実施を要望。

【令和3年度】

- R3.4.5 公園隣接者(2軒)を訪問する。要望書にて申し入れた第3案を強く要望。第3案での事業実施の工程以外の協議は行わないとの回答。
- R3.4.14 住宅課長が比較資料の説明のため代表者に電話するも、市の方針が現案のままならば、説明は受けないとの回答。
- R3.4.20 公園隣接者3名と川上市議が来庁し協議。相田公園の隣接者からの要望(第3案)を地元自治会へ説明するよう要望される。
- R3.5.20 相田団地自治会隣組長常会(1班9名)において公園隣接者からの要望(第3案)を伝達。(分散会)
- R3.5.21 相田団地自治会隣組長常会(2班6名)において公園隣接者からの要望(第3案)を伝達。(分散会)
- R3.5.22 相田団地自治会隣組長常会(3班8名)において公園隣接者からの要望(第3案)を伝達。(分散会)
- R3.5.23 相田団地自治会隣組長常会(4班9名)において公園隣接者からの要望(第3案)を伝達。(分散会)
- R3.5.28 相田団地建替連絡協議会において、自治会は現案(現相田公園に1棟目を建設)を支持するとの意見でまとまる。
- R3.6.1 市営相田住宅の建替事業について現案(現相田公園に1棟目を建設)で市長決裁を受ける。
- R3.6.2 公園隣接者に、現案(現相田公園に1棟目を建設)で事業を進めることとなった旨を文書にて発送。
- R3.6.11 6月2日に送付した回答文書を持参し、隣接者(4名)が来庁し市長と懇談。現相田公園に1棟目を建設する方針で決定した旨を説明した上で、回答書に記載の通り、隣接者からのご意見を伺いながら景観やプライバシー等に配慮した設計を進めていく旨を説明。詳細については担当部署より説明を行う旨伝える。
- R3.6.16 6月市議会一般質問にて川上議員が、第3案(旧県有地に1棟目を建設)についての質問あり。
→基本的には地元自治会と進めてきたことを念頭に住民の方の声にも耳を傾け、現案を第一義とした上でも何か寄り添う対応ができるのではないかとこの観点から検討したいと市長答弁。

当該住民の強い要望により市長が後日、面談することを約束。

- R3.6.22 市長、都市建設部長、都市建設次長、秘書課課長補佐と公園隣接者(4名)、川上市議が同席の上面談。第3案(旧県有地に1棟目を建設)を強く要望される。工期が延びる事、工事費が増額になることを説明し、現案(相田公園に1棟目)で隣接者に配慮した建物の配置案等を例示する。
→第3案と現案との工期、コストの比較差を再検討することになった。
- R3.7.5 公園隣接者(4名)、川上市議が来庁。
都市建設部長、都市建設部次長、住宅課長、住宅課長補佐で対応。6月22日の協議内容の課題(工期と金額増)を再確認。
- R3.7.26 第3案と現案の工期とコストの比較差の再検討を行ったが、これまで通り現案の優位性が認められたため、市長を含め内部協議を行い、現案で事業を進めることを市の方針として決定。
- R3.7.27 公園隣接者の方1名に電話で、市の方針が現案で決定したこと、後日、みなさんには文書にて結果を通知する旨伝える。また、他の隣接者に市の方針の決定を伝えてもらう。
- R3.7.28 前述の隣接者より入電、他の隣接者及び川上議員に市の方針の決定を伝えたとのこと。
市の方針の結果の通知文書を隣接者6名に発送。
- R3.7.29 相田団地自治会長に、市の方針が決定したことを報告。
- R3.9.21 相田自治会・相田団地自治会・新二瀬自治会へ暫定公園整備工事のお知らせについて、自治会回覧文書を各自治会長へ配布し、10月初めの回覧での周知をお願いする。
- R3.9.22 暫定公園整備工事を着手したことにより、相田団地分譲住宅の有志の方(3名)から現地にて、工事へ着手したことについての抗議及び現公園の存続に対する要望のため、市長との再協議を要求される。
- R3.9.23 暫定公園整備工事を一時中断する。(中断期間:令和3年9月23日～令和3年10月17日)
- R3.9.27 相田団地分譲住宅の有志の方々より「相田団地建替事業計画に関する市長との協議の要望書」が提出される。
要望の内容は、住民の合意を得ないまま着工しないこと。生活環境の保全、事業に係る協議の継続について。
- R3.10.4 顧問弁護士(井上弁護士)へ、今後の市の事業の進め方について相談を行う。
- R3.10.7 顧問弁護士(松尾弁護士)へ、今後の市の事業の進め方について相談を行う。
- R3.10.8 令和3年9月27日付け相田団地分譲住宅の有志の方々からの要望書に対して、要望のあった生活環境については十分に検討し事業を進めさせていただくが、現相田公園に1棟目を建設する事業方針の見直し及び協議については控えさせていただく旨の回答を行う。
- R3.10.12 相田団地分譲住宅の有志の方々を含む相田団地分譲住宅へ個別訪問により、暫定公園整備工事のお知らせの文書を配布する。
- R3.10.18 暫定公園整備工事の再開。

- R3.11.16 相田団地分譲住宅の有志の方々へ1棟目建設計画の説明会を行う。(参加:川上市議、有志4名)
相田団地分譲住宅の有志の方々へ相田公園に1棟目を建設するにあたり、周辺に分譲住宅と1棟目の建物との位置関係について、例を挙げながら市には検討の用意がある旨を説明する。しかしながら理解を得ることができず、相田団地分譲住宅の有志の方々には現公園の存続を要望される。
- R3.11.17 相田団地自治会隣組長常会3班・4班の7名に対して、暫定公園整備工事についての進捗報告並びに1棟目への移転までのスケジュール(概)について説明する。
- R3.11.18 相田団地自治会隣組長常会5班の5名に対して、暫定公園整備工事についての進捗報告並びに1棟目への移転までのスケジュール(概要)について説明する。
※相田団地自治会隣組長常会1班・2班については、日程調整が難しく自治会長と協議し、次回以降の常会にて説明することで了承を得る。
- R3.12.20 九州経済産業局より、事業用地に関する炭鉱の坑内実測図、平面図、古洞図の提供を受ける。
- R4.2.7～ 1棟目への移転対象者となる現相田団地1～13棟の入居者に対し、最終のアンケート調査を聞き取りにより実施する。聞き取り項目は、世帯構成の変更の有無、要介護の有無、自動車の保有台数等。(調査期間:令和4年2月7日～令和4年2月18日)
- R4.3.2 暫定公園整備工事における遊具の設置について、相田団地建替連絡協議会・都市計画課・住宅課にて現地立会いを実施。
- R4.3.31 暫定公園整備工事完了。

【令和4年度】

- R4.4.4 相田団地自治会長に集会所の間取りの最終案を提示した際、1棟目の建物配置計画案に基本設計時以外の案も検討されていたことについて、令和3年度からここまでの間、相田団地建替連絡協議会には何ら説明も提案もない旨の指摘を受ける。
- R4.4.8 相田公営住宅1棟目移転対象者最終アンケートの集約結果資料を相田団地自治会長へ提出する。
- R4.4.18 相田団地自治会長へ1棟目の建物配置計画案の再検討について、相田団地建替連絡協議会への説明や提案が遅れていたことについて謝罪。
- R4.6.8 相田団地自治会長と面談し、相田団地建替連絡協議会へ1棟目の建物配置計画案についての説明や提案が遅れた経緯、事情を報告。
- R4.6.13 相田公営住宅1棟目石炭採掘資料作成業務委託を発注。(履行期間:令和4年6月14日～令和4年8月31日)
- R4.7.14 相田団地自治会長へ協議を申し入れるも、当日協議の時間がとれず、後日自治会長から連絡を受けた上で日程調整を図ることとなった。
- R4.7.28 相田公営住宅1棟目建築実施設計業務委託を発注。(履行期間:令和4年7月29日～令和5年3月24日)
- R4.8.1 相田公営住宅建替工事に伴う集会所建築実施設計業務委託を発注。(履行期間:令和4年8月2日～令和5年3月24日)
- R4.8.31 相田団地自治会長と面談し、市のほうで基本計画の策定から今日までの経過を資料として整理した上で、後日自治会長に確認をいただく事で了承をもらう。
- R4.9.8 福岡県に国費(社交金)について、本年度実施予定の事業に対する執行額及び不用額の報告を行う。

- R4.9.16 市長へ1棟目の建物配置計画案について、相田団地建替連絡協議会に対し説明や提案が遅れた経緯、進捗状況を報告し、今後の調整について説明。また、本年度計画する各種調査業務や造成工事が実施に至らず、国費(社交金)の取り扱いについて福岡県と協議したことの説明を行う。
- R4.10.20 相田団地自治会会長より、相田団地建替連絡協議会の総会を開催する考えであるとの意見を頂き、説明会に向けて内容の確認を行う。
- R5.1.13 相田団地自治会役員(相田団地自治会長 他役員3名)への説明会を開催。
相田団地自治会役員へ令和4年度予定していた事業を進めることが出来なかったことの経緯、事業見直しによるスケジュール、1棟目建設計画について説明を行う。このことについて、相田団地建替連絡協議会に対する説明会開催についてお願いをする。説明会開催については了承を得る。
- R5.1.26 相田団地分譲住宅の有志の方々(3名)、川上市議が来庁し協議。
12月補正予算にて、令和4年度相田公営住宅建替事業費を減額補正した経緯について説明を求められ説明を行う。なお、相田公園に1棟目を建設することが決定していること、令和5年度から事業を実施することを説明するが、相田団地分譲住宅の有志の方々は、あくまでも相田公園の存続を希望するのみの発言であり、1棟目建設に対する理解は得られず散会。
- R5.1.27 市長へ、1棟目の建物配置は、基本設計時に基づく建物配置で実施する説明を行い了承される。
- R5.1.28 相田団地建替連絡協議会(相田団地自治会長 他参加者19名)への説明会を開催。令和4年度予定していた事業を進めることが出来なかったことの経緯、事業スケジュールの見直し、1棟目建設計画等について説明を行い、現入居者を含めた意見の聴取をお願いする。
- R5.3.10 相田団地分譲住宅有志の方々との協議。(有志4名、川上市議)
1棟目建設計画に関する調整池・地盤調査業務の内容について説明。地盤調査に関する資料に本来表示されていた旧炭鉱の斜坑跡を近隣の方々への配慮のため一部伏せて配布したことについて改ざんとの指摘を受ける。相田公園に1棟目居住棟・集会所を建設することは決定していることの説明を行うが、理解を得ることができず、相田団地分譲住宅の有志の方々は現公園の存続を要望される。

【令和5年度】

- R5.5.16 相田団地建替連絡協議会への説明会を開催。(参加者 自治会長他13名)
1棟目の建設計画等についての説明を行い、事業を進めていくことについて了承を得る。
- R5.6.1 相田公営住宅建替工事に伴う集会所建築検証業務委託を発注。(履行期間 R5.6.2～R6.3.22)
- R5.6.1 16組の各世帯へ地盤調査に関する回覧文書の配付。
- R5.6.7 相田公営住宅1棟目建築地盤調査業務委託を発注。(履行期間 R5.6.8～R5.12.28)
- R5.6.8 相田公営住宅1棟目建築検証業務委託を発注。(履行期間 R5.6.9～R6.3.22)
- R5.6.8 相田公営住宅1棟目造成地検証業務委託を発注。(履行期間 R5.6.9～R5.8.31)

- R5.6.13 相田団地分譲住宅の有志の方々との協議。(有志4名、川上市議)
相田団地分譲住宅の有志の方々から前回の説明会にて配付した地盤調査に関する資料の一部を伏せたことについて謝罪文書の提出や資料の見直しを要望される。1棟目計画に関する説明を行うも理解は得られず散会。
- R5.6.16 相田団地分譲住宅の有志の方々との協議。(有志3名、川上市議)
相田団地分譲住宅の有志の方々から謝罪文書の提出や資料の見直しを要望されていたため、作成した文書の案を提示するも内容に理解は得られず散会。
- R5.6.19 相田団地分譲住宅の有志の方(3名)を個別訪問し、翌日から旧相田公園内を立入禁止として地盤調査を実施することを説明したが理解は得られなかった。
- R5.6.20 地盤調査のため旧相田公園内を立入禁止。相田団地分譲住宅の有志の方々(6名)から現地付近にて抗議があり工事の中止を要求される。
- R5.6.21 旧相田公園内の立入禁止工事エリア内に相田団地分譲住宅の有志の方々(3名)が進入し、工事の中止を要求される。
- R5.6.22 相田団地分譲住宅の有志の方(3名)と川上市議が来庁。都市建設部長と面談の後、副市長と面談。
- R5.7.20 市の顧問弁護士(井上弁護士)へ、今後の市の事業の進め方について相談を行う。
- R5.7.26 市の顧問弁護士(松尾弁護士)へ、今後の市の事業の進め方について相談を行う。
- R5.8.8 相田団地分譲住宅の有志の方(1名)に文書の準備が出来たことを連絡したが、住宅課から発出の文書になることについて理解を得られなかった。
- R5.8.24 川上市議が来庁し副市長と面談。
- R5.9.1 相田団地分譲住宅の有志の方々(3名)を個別訪問し、地盤調査に関する資料の一部を伏せたことについて説明。併せて文書を渡したが、1名から受取りを拒否される。
- R5.10.3 相田公営住宅1棟目造成地検証業務(その2)委託を発注。(履行期間 R5.10.4～R5.12.28)

【令和6年度】

- R6.5.13 相田団地自治会長から相田団地建替連絡協議会へ建替えスケジュールの説明を依頼される。
- R6.5.18 相田団地建替連絡協議会への説明会を開催。(参加者 自治会長他18名)
相田団地建替えスケジュールを説明し、1棟目の建設を進めていくことについて了承を得る。
- R6.6.14 相田公営住宅建設に伴う周辺家屋事前調査業務委託(Hブロック)を発注。(履行期間 R6.6.15～R6.11.29)
- R6.6.25～8.24 家屋事前調査の対象となる各世帯(8世帯)を訪問。事前調査の趣旨等を説明し、調査を実施。
- R6.7.17 相田公園電源移設工事を発注。(履行期間 R6.7.18～R6.8.31)
- R6.7.23 相田公営住宅石炭採掘資料作成業務委託を発注。(履行期間 R6.7.24～R6.10.31)

- R6.8.7 相田公営住宅(Hブロック)造成工事を発注。(履行期間 R6.8.8～R7.2.28)
- R6.9.11 旧相田公園周辺住民及び16組の各世帯へ造成工事のお知らせを配付。
- R6.10.4 相田公営住宅2棟目(A棟)建設用地試掘調査業務委託を発注。(履行期間 R6.10.5～R7.1.31)
- R6.10.29 2棟目建設予定地周辺住民へ試掘調査のお知らせを配付。
- R6.12.4 相田公営住宅1棟目調整池構造変更設計業務委託を発注。(履行期間 R6.12.5～R7.1.31)
- R7.1.21 旧相田公園周辺住民及び16組の各世帯へ造成工事に伴う夜間作業実施のお知らせを配付。

【事業スケジュール】

工事(業務)内容	令和7年度												令和8年度	令和9年度	令和10年度
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月～3月	4月～3月	4月～3月
建設工事 ※敷地内各種工事含む															
電波障害対策工事															
2棟目建設敷地解体工事(予定)															
2棟目建設敷地地盤調査(予定)															
2棟目建築実施設計(予定)															
1棟目建物への入居予定者に対する説明会及び戸別相談															
1棟目建物への入居者移転															

【事業概要】

- 建設工事
相田公営住宅建替事業における1棟目の建設工事を行うもの。
・市営住宅 :鉄筋コンクリート造6階建 48戸
・集会所 :木造平屋建 1戸
- 電波障害対策工事
相田公営住宅1棟目の建設に伴い電波障害対策工事を行うもの。
- 2棟目建設敷地解体工事(予定)
相田公営住宅2棟目の建設に向けて既存建物の解体工事を行うもの。
・解体家屋 :9棟46戸
- 2棟目建設敷地地盤調査(予定)
相田公営住宅2棟目の建設に向けて地盤調査を行うもの。
- 2棟目建築実施設計(予定)
相田公営住宅2棟目の建設に向けて実施設計を行うもの。

【見直し案】

●全体戸数 (建替前)250戸 ⇒ (建替後)184戸

飯塚地区消防組合負担金に関する年度別推移表

防災安全課

(単位:千円)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
負担金	運営費負担金	1,273,399 (64.29%)	1,515,512 (65.19%)	1,491,719 (64.9%)	1,494,615 (64.45%)	1,520,100 (64.37%)	1,519,493 (64.36%)
	経常態容補正加算分	0 (0%)	121,777 (66.89%)	121,777 (66.89%)	121,777 (66.89%)	121,777 (66.89%)	121,779 (66.89%)
	施設整備事業構成市負担金	157 (64.34%)	78 (63.93%)	2,046 (65.17%)	2,697 (64.9%)	3,455 (64.62%)	3,953 (64.55%)
合計		1,273,556	1,637,367	1,615,542	1,619,089	1,645,332	1,645,225

※ 令和2年度から令和5年度は決算額、令和6年度は決算見込み額、令和7年度は予算額を計上

※ 運営費負担金の負担割合は次の算式で算出

$$\text{人口} \times (\text{段階補正} \times \text{密度補正} \times \text{態容補正} + \text{経常態容補正}) \times \text{常備消防分の単位費用}$$

※ 表中()書は、全体に占める飯塚市の負担割合

※ 経常態容補正加算分は令和3年度から令和7年度の間負担

※ 令和4年度運営負担金には新型コロナウイルス感染対策費用(1,534千円)含む。

※ 施設整備事業構成市負担金は、指令設備更新、車両購入による起債に係る交付税措置分

人権啓発事業委託の内容、委託料の内訳及びメンバー推移(過去10年間)

人権・同和政策課

事業委託の内容

事業	概要
研修事業	○12地区交流センター及び自治会等における人権啓発事業 ○企業及び官公庁等における人権啓発事業
相談事業	人権に関わる相談に応じ適切な助言を行なう事業
広報事業	○「人権いづか」、「人権いづかぬくもり」(年6回)発行に伴う情報の収集及び企画会議への参加 ○地域における人権啓発広報活動
展示事業	「人権・同和問題啓発展示コーナー」における展示物作成に伴う情報の収集及び企画会議への参加
その他啓発事業等	○人権問題講演会事業 ○部落解放研究集会、同和問題啓発強調月間事業及び人権週間に関わる企画会議等への参加

委託料の内訳

費目	内容
賃金	(13人分) ・給料 ・期末手当 等
共済費	・社会保険料 ・雇用保険料 ・労災保険料 等
諸経費	・事務費 ・消耗品費 ・通信運搬費 等
事業費	・講演会謝礼金 ・講師旅費 ・印刷製本費(ポスター、チラシ) 等
消費税	・上記費目設計金額の10%

委託料の推移

(単位: 円)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
合計	48,600,000	48,320,000	48,325,000	49,080,000	49,977,000	51,315,000	51,498,000	51,913,000	52,321,000	53,071,000	53,071,000

NPO法人人権ネットワークいづか理事・監事

令和6年4月現在

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
理事長	松本 建一	松本 建一	松本 建一	松本 建一	松本 建一	松本 建一	松本 建一	松本 建一	松本 建一	原田 勝則
副理事長	安永 勝利	安永 勝利	安永 勝利	安永 勝利	安永 勝利	安永 勝利	和多 真太郎	和多 真太郎	和多 真太郎	和多 真太郎
理 事	松岡 博信	松岡 博信	松岡 博信	松岡 博信	松岡 博信	松岡 博信	松岡 博信	松岡 博信	松岡 博信	松岡 博信
理 事	松本 美知子	松本 美知子	松本 美知子	松本 美知子	松本 美知子	松本 美知子	松本 美知子	松本 美知子	松本 隆ノ助	松本 隆ノ助
理 事	吉田 幸子	吉田 幸子	吉田 幸子	吉田 幸子	吉田 幸子	吉田 幸子	吉田 幸子	吉田 幸子	吉田 幸子	吉田 幸子
理 事	和多 真太郎	和多 真太郎	和多 真太郎	和多 真太郎	和多 真太郎	和多 真太郎	菅 成微	菅 成微	原田 勝則	櫻本 悦子
理 事	松岡 敏次	松岡 敏次	松岡 敏次	松岡 敏次	松岡 敏次	櫻本 悦子	櫻本 悦子	櫻本 悦子	櫻本 悦子	内田 美保
理 事	竹田 昇	竹田 昇	竹田 昇	竹田 昇	竹田 昇	竹田 昇	竹田 昇	竹田 昇	竹田 昇	竹田 昇
理 事	内田 美保	内田 美保	内田 美保	内田 美保	内田 美保	内田 美保	内田 美保	内田 美保	内田 美保	高林 勝雄
監 事	原田 勝則	原田 勝則	原田 勝則	原田 勝則	原田 勝則	原田 勝則	原田 勝則	原田 勝則	菅 成微	菅 成微

NPO法人人権ネットワークいづか人権・同和啓発推進員

令和6年4月現在

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人権・同和 啓発推進員	吉田 幸子	吉田 幸子	吉田 幸子	吉田 幸子	吉田 幸子	吉田 幸子	吉田 幸子	吉田 幸子	吉田 幸子	吉田 幸子
	上野 力	上野 力	上野 力	上野 力	上野 力	上野 力	上野 力	上野 力	上野 力	上野 力
	櫻本 悦子	櫻本 悦子	櫻本 悦子	櫻本 悦子	櫻本 悦子	櫻本 悦子	櫻本 悦子	櫻本 悦子	櫻本 悦子	櫻本 悦子
	上野 美智子	上野 美智子	上野 美智子	上野 美智子	上野 美智子	上野 美智子	上野 美智子	上野 美智子	上野 美智子	上野 美智子
	山下 勲	山下 勲	山下 勲	山下 勲	山下 勲	山下 勲	山下 勲	山下 勲	山下 勲	山下 勲
	豊内 哲	豊内 哲	豊内 哲	豊内 哲	豊内 哲	豊内 哲	豊内 哲	豊内 哲	豊内 哲	豊内 哲
	山田 治男	山田 治男	山田 治男	山田 治男	山田 治男	山田 治男	山田 治男	山田 治男	山田 治男	山田 治男
	竹田 昇	竹田 昇	竹田 昇	竹田 昇	田外 憲治	田外 憲治	田外 憲治	田外 憲治	田外 憲治	田外 憲治
	岡口 洋	岡口 洋	岡口 洋	岡口 洋	岡口 洋	平山 直詞	平山 直詞	平山 直詞	平山 直詞	平山 直詞
	高野 正義	高野 正義	高野 正義	高野 正義	高野 正義	和多 真太郎	和多 真太郎	和多 真太郎	和多 真太郎	和多 真太郎
	岡嶋 保		横山 賢一	満島 憲幸	満島 憲幸	満島 憲幸	満島 憲幸	満島 憲幸	中嶋 良広	中嶋 良広
						矢野 文	矢野 文	矢野 文	矢野 文	

スクールバス運行委託の総括表

教育総務課

運行地区	筑穂(内住)地区	※筑穂(桑曲)地区	穎田地区	鎮西地区	目尾地区	庄内地区	※八木山地区	
対象学校	大分小・筑穂中	内野小・筑穂中	穎田小	鎮西小	幸袋小	庄内小	八木山小・鎮西中	
R7年度利用見込	小学校6人 中学校1人	小学校 4人 中学校13人	小学校21人	小学校10人	小学校87人	小学校52人	小学校17人 中学校 2人	
運行車両	29人×1台(小型)	29人×2台(小型)	29人×2台(小型)	10人×2台(市所有 ワゴン車貸与)	50人以上×1台(大型) 30~40人×1台(中型)	29人×2台(小型)	29人×1台(小型)	
契約期間	R5.4.1~R8.3.31	R5.2.15~R8.3.31	R6.4.1~R9.3.31	R6.4.1~R9.3.31	R7.4.1~R10.3.31	R6.4.1~R9.3.31	R6.2.1~R9.3.31	
契約形態	長期継続契約	債務負担行為	長期継続契約	長期継続契約	長期継続契約	長期継続契約	債務負担行為	
運行委託業者	(有)南星観光	(株)リードワン	(有)南星観光	(有)庄内観光		(有)庄内観光	(株)リードワン	
R7年度 予算額 (千円)	小学校費	4,799	6,488	11,476	3,627	19,611	12,151	0
	中学校費	7,830	10,147	0	0	0	0	8,274
	計	12,629	16,635	11,476	3,627	19,611	12,151	8,274

※筑穂(桑曲)地区、八木山地区の2路線は、一般混乗

就学援助実施の推移(過去5年間)

教育総務課

区 分		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		金額(円)	人数(人)	金額(円)	人数(人)	金額(円)	人数(人)	金額(円)	人数(人)	金額(円)	人数(人)
医 療 扶 助 費	小学校	395,740	205	334,210	159	326,450	156	372,270	175	312,370	168
	中学校	393,920	67	150,720	57	78,700	51	94,460	49	119,740	66
	計	789,660	272	484,930	216	405,150	207	466,730	224	432,110	234
学 用 品 扶 助 費	小学校	24,944,900	1,701	25,098,035	1,683	25,736,000	1,734	25,967,685	1,767	25,792,520	1,750
	中学校	21,398,700	828	22,528,065	861	22,759,955	871	24,017,525	920	24,736,910	950
	計	46,343,600	2,529	47,626,100	2,544	48,495,955	2,605	49,985,210	2,687	50,529,430	2,700
修学旅行 扶 助 費	小学校	6,780,306	359	3,965,587	314	6,334,656	316	6,689,708	345	6,064,578	327
	中学校	18,674,443	336	8,173,288	272	15,578,946	352	11,398,898	301	18,165,673	317
	計	25,454,749	695	12,138,875	586	21,913,602	668	18,088,606	646	24,230,251	644
給 食 扶 助 費	小学校	66,595,847	1,707	78,915,232	1,691	73,584,130	1,727	74,238,729	1,766	73,965,130	1,751
	中学校	37,939,620	809	47,558,832	849	43,147,510	847	44,953,034	896	47,150,667	927
	計	104,535,467	2,516	126,474,064	2,540	116,731,640	2,574	119,191,763	2,662	121,115,797	2,678
入学準備 扶 助 費	小学校	16,227,600	421	12,276,940	399	15,522,240	304	15,820,980	457	16,326,120	302
	中学校	20,816,400	489	18,060,600	522	19,800,000	330	20,460,000	341	22,530,000	610
	計	37,044,000	910	30,337,540	921	35,322,240	634	36,280,980	798	38,856,120	912
校外活動 扶 助 費	小学校	1,141,961	300	313,840	168	700,320	347	593,128	299	530,347	111
	中学校	35,864	10	34,366	9	17,422	5	25,666	8	60,429	15
	計	1,177,825	310	348,206	177	717,742	352	618,794	307	590,776	126
合 計	小学校	116,086,354	1,707	120,903,844	1,691	122,203,796	1,734	123,682,500	1,767	122,991,065	1,751
	中学校	99,258,947	828	96,505,871	861	101,382,533	871	100,949,583	920	112,763,419	950
	計	215,345,301	2,535	217,409,715	2,552	223,586,329	2,605	224,632,083	2,687	235,754,484	2,701

地域活動指導員の採用基準と配置状況推移

生涯学習課

【地域活動指導員の採用基準】

福岡県地域活動指導員設置要綱を踏まえ、意欲を有する人材を採用することを目的に質問・聞き取りを行い総合的に判断する。

【地域活動指導員の配置状況推移表】

(単位:人)

	年度	合計 人数	所属		所属		所属		所属		所属		備考	
			配置場所	人数	配置場所	人数	配置場所	人数	配置場所	人数	配置場所	人数		
1	平成 28年度	12	生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		人権同和政策課	
			穂波公民館	3	筑穂公民館	2	庄内公民館	2	穎田公民館	2	立岩会館	2		立岩会館
2	平成 29年度	12	生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		人権・同和政策課	
			穂波公民館	3	筑穂公民館	2	庄内公民館	2	穎田公民館	2	立岩会館	2		立岩会館
3	平成 30年度	12	生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		人権・同和政策課	地区公民館を交流センターへ変更
			穂波交流センター	3	筑穂交流センター	2	庄内交流センター	2	穎田交流センター	2	立岩会館	2		
4	令和 元年度	12	生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		人権・同和政策課	立岩会館を立岩人権啓発センターへ変更
			穂波交流センター	3	筑穂交流センター	2	庄内交流センター	2	穎田交流センター	2	立岩人権啓発センター	2		
5	令和 2年度	12	生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		人権・同和政策課	
			穂波交流センター	3	筑穂交流センター	2	庄内交流センター	2	穎田交流センター	2	立岩人権啓発センター	2		立岩人権啓発センター
6	令和 3年度	12	生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		人権・同和政策課	
			穂波交流センター	3	筑穂交流センター	2	庄内交流センター	2	穎田交流センター	2	立岩人権啓発センター	2		立岩人権啓発センター
7	令和 4年度	12	生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		人権・同和政策課	
			穂波交流センター	3	筑穂交流センター	2	庄内交流センター	2	穎田交流センター	2	立岩人権啓発センター	2		立岩人権啓発センター
8	令和 5年度	11	生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		人権・同和政策課	
			穂波交流センター	3	筑穂交流センター	2	庄内交流センター	2	穎田交流センター	2	立岩人権啓発センター	2		立岩人権啓発センター
9	令和 6年度	12	生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		人権・同和政策課	
			穂波交流センター	3	筑穂交流センター	2	庄内交流センター	2	穎田交流センター	2	立岩人権啓発センター	2		立岩人権啓発センター
10	令和 7年度	12	生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		生涯学習課		人権・同和政策課	
			穂波交流センター	3	筑穂交流センター	2	庄内交流センター	2	穎田交流センター	2	立岩人権啓発センター	2		立岩人権啓発センター
各センター 担当(※)	4	8	5号		5号		5号		5号		5号		0	
			4号・5号		4号		4号		4号・5号		4号			4号

(※)福岡県地域活動指導員設置要綱 第3条

※勤務日数:月17日(令和7年度)

1号:様々な生活体験活動、社会体験活動、自然体験活動に関する企画・立案及び指導

2号:ボランティア活動等を通じた社会参加活動に関する企画・立案及び指導

3号:子ども会における学習活動に関する企画・立案及び指導

4号:家庭・地域の教育力の向上、人権教育・啓発活動に関する企画・立案及び指導

5号:その他、本事業が目的とする子どもたちの生きる力を育むための活動に関する企画・立案及び指導

嘉穂劇場保存整備事業費について

文化課

当初予算額 (千円)	説 明	令和7年度												令和8年度															
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
5	水道工事検査手数料(屋外トイレ新築)																												
187	建築確認検査手数料(屋外トイレ新築)																												
2	下水道工事検査手数料(屋外トイレ新築)																												
194	役 務 費 合 計																												
16,647	周辺環境影響調査業務委託			→																									
22,528	石綿事前・分析調査業務委託			→																									
6,159	附属建物解体工事設計業務委託			→																									
2,988	設計業務委託(屋外トイレ新築)			→																									
48,322	委 託 料 合 計																												
76,300	附 属 棟 解 体 工 事								→																				
20,000	各所整備工事(屋外トイレ新築)													→															
96,300	工 事 請 負 費 合 計																												
144,816	工 事 経 費 合 計																												

給食調理委託状況の推移

学校給食課

学校名	契約期間(年度)																
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
立岩小学校	650食 41,202,000円 共立メンテナンス			740食 72,623,520円 一富士フード				1,460食 275,484,000円 一富士フード									
片島小学校	420食 38,108,880円 中村学園			610食 62,914,320円 中村学園													
菰田小学校	160食 24,499,800円 日本国民食																
飯塚第一中学校	780食 48,667,500円 日米クック			750食 76,325,760円 日米クック				1,370食 255,090,000円 日米クック									
飯塚小学校	340食 33,621,480円 ハーベストネクスト			570食 51,246,000円 共立メンテナンス													
鯉田小学校	230食 33,109,560円 日本国民食																
飯塚第二中学校	330食 20,995,200円 共立メンテナンス			830食 81,000,000円 共立メンテナンス				820食 160,308,000円 共立メンテナンス						810食 212,300,000円 共立ソリューションズ			
飯塚東小学校	540食 42,395,850円 中村学園																

※表中に記載の上段から食数、契約期間の契約額及び委託業者名。

学校名	契約期間(年度)															
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
二瀬中学校		450食 28,698,600円 一富士フード		1,240食 98,742,240円 一富士フード			1,120食 198,731,410円 一富士フード				920食 197,428,000円 一富士フード					
伊岐須小学校	790食 52,756,200円 一富士フード			1,240食 98,742,240円 一富士フード			1,120食 198,731,410円 一富士フード				920食 197,428,000円 一富士フード					
幸袋一貫校				820食 58,935,600円 日米クック			800食 145,594,800円 シダックス大新東				810食 159,720,000円 シダックス大新東					
鎮西一貫校							1,000食 98,807,040円 ハーベストネクスト			1,040食 184,250,000円 ハーベストネクスト						
八木山小学校							1,000食 98,807,040円 ハーベストネクスト			1,040食 184,250,000円 ハーベストネクスト						
颯田一貫校		460食 25,729,200円 シダックス大新東		1,340食 110,730,240円 シダックス大新東			1,390食 222,585,240円 シダックス大新東				1,390食 239,164,200円 シダックス大新東					
庄内中学校	840食 65,583,000円 シダックス大新東			1,340食 110,730,240円 シダックス大新東			1,390食 222,585,240円 シダックス大新東				1,390食 239,164,200円 シダックス大新東					
庄内小学校	840食 65,583,000円 シダックス大新東			1,340食 110,730,240円 シダックス大新東			1,390食 222,585,240円 シダックス大新東				1,390食 239,164,200円 シダックス大新東					
穂波東一貫校				1,010食 69,941,880円 中村学園			1,000食 157,096,350円 中村学園				1,070食 205,700,000円 共立ソリューションズ					

学校名	契約期間(年度)															
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
穂波西中学校											1,350食 305,250,000円 ハーベストネクスト					
若菜小学校																
椋本小学校																
高田小学校																
筑穂中学校																
上穂波小学校																
大分小学校																
内野小学校																

※平成18～23年度までの状況… 平成18～20年度、庄内中学校、320食、28,035,000円、魚国総本社。

平成21～23年度、庄内小学校及び庄内中学校、880食、54,810,000円、魚国総本社。

債務負担行為設定事項の年度ごと金額及び一般会計予算に占める割合

財政課

(単位:千円)

事項	期間	限度額	令和 元年度 2019	令和 2年度 2020	令和 3年度 2021	令和 4年度 2022	令和 5年度 2023	令和 6年度 2024	令和 7年度 2025	令和 8年度 2026	令和 9年度 2027	令和 10年度 2028	令和 11年度 2029	令和 12年度 2030
中学校教師用指導書等購入費	令和6年度から 令和7年度まで	22,638							22,638					
ふるさと応援寄附事業事務代行手数料	令和5年度から 令和8年度まで	ふるさと応援寄附事業に係る事務の一括代行業務契約書に規定する額						344,349	220,524	710,741				
公共施設等総合管理計画策定支援委託料	令和6年度から 令和7年度まで	29,429							29,429					
清掃等管理委託料(本庁舎)	令和6年度から 令和11年度まで	298,870							59,774	59,774	59,774	59,774	59,774	
本庁舎案内等業務委託料	令和4年度から 令和9年度まで	91,041					18,175	18,176	18,230	18,230	18,230			
総合計画策定支援委託料	令和8年度	16,953								16,953				
情報ネットワークシステム管理業務委託料	令和8年度	3,465								3,465				
エリアワゴン運行业務委託料	令和6年度から 令和9年度まで	運行业務委託に係る年度契約書に規定する額							39,252	33,782	34,209			
予約乗合タクシー受付業務委託料	令和6年度から 令和9年度まで	47,761							15,743	15,914	16,104			
予約乗合タクシー運行业務委託料	令和6年度から 令和9年度まで	運行业務委託に係る年度契約書に規定する額							74,104	63,557	64,357			
コミュニティバス運行业務委託料	令和6年度から 令和9年度まで	運行业務委託に係る年度契約書に規定する額							17,663	15,759	15,957			
男女共同参画プラン策定支援委託料	令和8年度	2,348								2,348				
二瀬交流センター指定管理委託料	令和7年度から 令和10年度まで	指定管理委託に係る年度協定書に規定する額								33,419	33,419	33,419		

(単位:千円)

事項	期間	限度額	令和 元年度 2019	令和 2年度 2020	令和 3年度 2021	令和 4年度 2022	令和 5年度 2023	令和 6年度 2024	令和 7年度 2025	令和 8年度 2026	令和 9年度 2027	令和 10年度 2028	令和 11年度 2029	令和 12年度 2030
幸袋交流センター指定管理委託料	令和7年度から 令和10年度まで	指定管理委託に係る年度協定書 に規定する額								30,601	30,601	30,601		
路線価評定業務委託料	令和8年度	13,141								13,141				
窓口業務委託料	総務費	令和4年度から 令和9年度まで	297,824				59,564	59,565	59,565	59,565	59,565			
穂波福祉総合センター指定管理委託料	令和3年度から 令和8年度まで	指定管理委託に係る年度協定書 に規定する額				63,583	53,628	54,536	54,536	46,800				
学習支援事業委託料	令和5年度から 令和8年度まで	23,154						7,882	7,828	7,444				
生活困窮者自立相談支援等業務委託料	令和5年度から 令和8年度まで	52,764						17,218	17,588	17,958				
窓口業務委託料	民生費	令和4年度から 令和9年度まで	18,355				3,671	3,671	3,671	3,671	3,671			
サン・アビリティーズいづつか指定管理委託料	令和2年度分	令和2年度から 令和7年度まで	指定管理委託に係る年度協定書 に規定する額		20,849	22,128	22,288	22,134	21,887					
	令和7年度分	令和7年度から 令和12年度まで	指定管理委託に係る年度協定書 に規定する額							27,533	27,533	27,533	27,533	27,533
支援対象児童等見守り強化業務委託料	令和5年度から 令和8年度まで	11,518						3,524	3,997	3,997				
子育て支援センター運営委託料	令和5年度から 令和8年度まで	76,332						25,444	25,444	25,444				
街なか子育てひろば指定管理委託料	令和2年度分	令和2年度から 令和7年度まで	指定管理委託に係る年度協定書 に規定する額		25,152	25,399	25,408	25,508	25,408					
	令和7年度分	令和7年度から 令和12年度まで	指定管理委託に係る年度協定書 に規定する額							28,556	28,556	28,556	28,556	28,556
ファミリーサポートセンター事業委託料	令和7年度から 令和9年度まで	24,765							8,255	8,255	8,255			

(単位:千円)

事項	期間	限度額	令和 元年度 2019	令和 2年度 2020	令和 3年度 2021	令和 4年度 2022	令和 5年度 2023	令和 6年度 2024	令和 7年度 2025	令和 8年度 2026	令和 9年度 2027	令和 10年度 2028	令和 11年度 2029	令和 12年度 2030
子宮頸がん検診等委託料	令和5年度から 令和8年度まで	検診委託に係る契約書に規定する 検診単価に受診者数を乗じて 得た額						15,116	15,116	24,418				
健幸プラザ指定管理委託料	令和6年度から 令和9年度まで	指定管理委託に係る年度協定書 に規定する額							19,529	19,529	19,529			
集団検診(健診)予約受付等業 務委託料	令和6年度分	令和6年度から 令和7年度まで	8,578						8,578					
	令和7年度分	令和7年度から 令和10年度まで	25,728							8,576	8,576	8,576		
リサイクルプラザ工房棟指定管 理委託料	令和2年度分	令和2年度から 令和7年度まで			8,322	8,322	8,322	8,322	8,322					
	令和7年度分	令和7年度から 令和12年度まで								11,628	11,628	11,628	11,628	11,628
新産業創出支援センター指定 管理委託料	令和3年度分	令和3年度から 令和7年度まで				9,939	10,058	10,059	10,059					
	令和7年度分	令和7年度から 令和12年度まで								11,166	11,166	11,166	11,166	11,166
サンビレッジ菫指定管理委託料	令和2年度から 令和7年度まで	指定管理委託に係る年度協定書 に規定する額			36,859	33,424	38,257	53,602	52,433					
筑穂地区桑曲線スクールバス 運行委託料	令和4年度分	令和4年度から 令和7年度まで	49,904				16,634	16,635	16,635					
	令和7年度分	令和7年度から 令和10年度まで	104,070							34,690	34,690	34,690		
小中学校間ネットワーク管理委 託料	令和元年度分	令和元年度から 令和7年度まで	299,640	29,964	59,928	59,928	59,928	59,928	29,964					
	令和7年度分	令和8年度から 令和12年度まで	278,833							61,963	61,963	61,963	61,963	30,981
ICT教育推進事業委託料	令和8年度	28,963								28,963				

(単位:千円)

事項	期間	限度額	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和
			元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
			2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
オンライン英会話授業支援業務委託料	令和5年度から令和8年度まで	219,890						74,725	70,100	75,065				
八木山地区スクールバス運行委託料	令和5年度から令和8年度まで	24,822						8,274	8,274	8,274				
外国語指導助手委託料	令和5年度から令和8年度まで	24,981						8,547	8,217	8,217				
グローバル人材育成研修事業委託料	令和6年度分	令和6年度から令和7年度まで	13,300						13,300					
	令和7年度分	令和7年度から令和8年度まで	14,869							14,869				
市立図書館指定管理委託料	令和4年度から令和9年度まで	指定管理委託に係る年度協定書に規定する額						120,632	122,387	121,719	120,632	120,632		
庄内生活体験学校指定管理委託料	令和6年度から令和11年度まで	指定管理委託に係る年度協定書に規定する額							20,505	20,505	20,505	20,505	20,505	
文化会館指定管理委託料	令和3年度から令和8年度まで	指定管理委託に係る年度協定書に規定する額				86,102	144,423	149,155	147,065	137,826				
体育施設指定管理委託料	令和6年度から令和9年度まで	指定管理委託に係る年度協定書に規定する額							39,661	38,742	38,742			
健康の森公園園体育施設指定管理委託料	令和2年度分	令和2年度から令和7年度まで			76,572	82,492	76,832	71,715	71,403					
	令和7年度分	令和7年度から令和12年度まで								87,017	87,017	87,017	87,017	87,017
市民公園園体育施設指定管理委託料	令和4年度から令和9年度まで	指定管理委託に係る年度協定書に規定する額						53,543	60,094	59,835	54,495	54,495		
穂波西中学校区給食調理等業務委託料	令和3年度から令和8年度まで	305,250				61,050	61,050	61,050	61,050	61,050				
飯塚第二中学校区給食調理等業務委託料	令和5年度から令和10年度まで	212,300						42,460	42,460	42,460	42,460	42,460		

(単位:千円)

事項		期間	限度額	令和 元年度 2019	令和 2年度 2020	令和 3年度 2021	令和 4年度 2022	令和 5年度 2023	令和 6年度 2024	令和 7年度 2025	令和 8年度 2026	令和 9年度 2027	令和 10年度 2028	令和 11年度 2029	令和 12年度 2030
飯塚鎮西中学校区給食調理等 業務委託料	令和2年度分	令和2年度から 令和7年度まで	184,250			36,850	36,850	36,850	36,850	36,850					
	令和7年度分	令和7年度から 令和12年度まで	201,003								40,200	40,200	40,200	40,200	40,203
二瀬中学校区給食調理等業務委託料		令和4年度から 令和9年度まで	197,430					39,486	39,486	39,486	39,486	39,486			
庄内・頼田中学校区給食調理等業務委託料		令和4年度から 令和9年度まで	239,165					47,833	47,833	47,833	47,833	47,833			
飯塚第一中学校区給食調理等業務委託料		令和6年度から 令和11年度まで	636,315							127,263	127,263	127,263	127,263	127,263	
小中一貫校穂波東校給食調理等業務委託料		令和5年度から 令和10年度まで	205,700						41,140	41,140	41,140	41,140	41,140		
小中一貫校幸袋校給食調理等業務委託料		令和5年度から 令和10年度まで	159,720						31,944	31,944	31,944	31,944	31,944		
頼田支所庁舎借上料		平成30年度から 令和11年度まで	136,080	10,206	13,608	13,608	13,608	13,608	13,608	13,608	13,608	13,608	13,608	3,402	
情報端末機器購入費		令和6年度から 令和7年度まで	169,727							169,727					
消防団員等公務災害補償等共済基金加入		平成17年度から	基金掛金	27,587	27,587	27,587	27,577	27,577	27,577	27,577					
災害援護資金貸付金利息補給金		平成30年度から 令和10年度まで	貸付金額にかかる支払利息(違約金を除く)に要綱で定めた利息補給率を乗じて得た額の合計額				143	112	82	76	48	30	15		
浄化槽設置支援融資資金利息補給金	令和4年度分	令和5年度から 令和11年度まで	貸付1件当たり800千円を限度とする貸付金額に対する各償還期間毎の利息の合計額						22	48					
	令和5年度分	令和6年度から 令和12年度まで	貸付1件当たり800千円を限度とする貸付金額に対する各償還期間毎の利息の合計額							48					
	令和6年度分	令和7年度から 令和13年度まで	貸付1件当たり800千円を限度とする貸付金額に対する各償還期間毎の利息の合計額												

(単位:千円)

事項	期間	限度額	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和
			元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
			2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
	令和7年度分	令和8年度から 令和14年度まで												
り災地区中小企業特別資金利子補給金		令和元年度から 令和10年度まで	2,139	1,886	1,616	1,345	1,078	862	690	457	259	65		
福岡県信用保証協会保証料負担金		令和5年度から 令和15年度まで												
中小企業融資資金(事業資金・ 不況対策資金・設備近代化資 金・長期事業資金・観光開発施 設資金・小口事業資金)及び起 業支援資金の信用保証にかか る損失補償		令和5年度から 令和16年度まで												
中小企業融資資金(新規創業 支援資金)の信用保証にかか る損失補償	令和6年度分	令和6年度から 令和20年度まで												
	令和7年度分	令和7年度から 令和21年度まで												
事業継続応援資金の信用保証 にかかる損失補償		令和2年度から 令和16年度まで												
合計			39,932	73,045	307,343	531,890	938,979	1,583,554	2,085,955	2,458,971	1,253,397	712,123	479,007	237,084

※令和5年度までは決算額、令和6年度以降は見込額

※事項では平成17年度から令和21年度まで期間がありますが、令和元年度から令和12年度まで記載。

○一般会計予算に占める割合

令和7年度当初歳出予算額	85,264,000 千円
令和7年度当初債務負担行為予算額	2,085,955 千円
一般会計予算に占める割合	2.45 %

重層的支援体制整備事業費に関する事業名と事業内容と内訳、委託先

社会・障がい者福祉課

3つの取組	重層事業名	分類	本市事業名	令和7年度 当初予算額 (千円)	令和6年度 委託先等	担当課	
I.相談支援	包括的相談支援事業	高齢	地域包括支援センター運営事業	223,366	地域包括支援センター(11か所)	高齢者支援課	
		障がい	障がい者基幹相談支援センター等運営事業	(87,420) 69,067	・特定非営利活動法人嘉飯山ネットBASARA ・(社福)和光会 ・(社福)翼会	社会・障がい者福祉課	
		こども	こども家庭センター運営事業(児童)	(33,114) 3,627	事務費等	こども家庭課	
			こどもの権利擁護啓発事業	1,088	特定非営利活動法人にじいろキャップ		
			通話音声分析・モニタリングシステム構築事業	2,728	西日本電信電話(株)北九州支店		
			こども家庭センター運営事業(母子)	(9,171) 759	事務費等		
			妊婦等包括相談支援事業	286	事務費等		
		困窮	生活困窮者自立相談支援事業	(18,069) 15,641	(株)福岡ソフトウェアセンター	生活支援課	
		多機関協働事業	—	多機関協働事業(①+②+③を含む)	30,452	(社福)飯塚市社会福祉協議会	社会・障がい者福祉課
		アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	—	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業(①)	—		
II.参加支援	参加支援事業	—	参加支援事業(②)	—	(社福)飯塚市社会福祉協議会	社会・障がい者福祉課	

3つの取組	重層事業名	分類	本市事業名	令和7年度 当初予算額 (千円)	令和6年度 委託先等	担当課
Ⅲ.地域づくり に向けた支援	地域づくり事業	高齢	地域住民グループ支援事業	16,225	・老人クラブネットワーク補助金 ・地域福祉ネットワーク補助金	高齢者支援課
			生活支援体制整備事業	27,000	(社福)飯塚市 社会福祉協議会	
		障がい	地域活動支援センター機能強化事業	(12,579) 6,432	特定非営利活動 法人嘉飯山ネット BASARA	社会・障がい者 福祉課
		困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり 事業(③)	—	(社福)飯塚市 社会福祉協議会	こども家庭課
		こども	街なか子育てひろば事業	25,877	NPO法人つどいの 広場いづか	
			地域子育てひろば事業	28,520	・(株)日本デイケア センター ・筑豊子育てネット ワーク「かてて！」 ・かいた子育て サポートジャム	

※令和7年度当初予算額欄は、重層事業に係る対象事業費を記載。

なお、上段の()は、重層事業を含めた全体事業費を記載。

公共施設予約システム等整備事業の内容とスケジュールと内訳

まちづくり推進課

1. 事業の概要

現在、本市における公共施設利用に係る予約申請については、旧来からの紙ベースでの予約や窓口での現金払いで運用を行っており、利用者にとって不便な状況と考えられる。オンライン予約や各種帳票出力機能等を要した公共施設予約管理システムを活用することで、時間に囚われない予約入力や、入力された内容が反映した各種帳票をリアルタイムに出力できることにより、利用者の待ち時間を大幅に削減し利用者の利便性を向上させるものである。併せて、公共施設の貸館事業における収納については、窓口での現金收受のみとなっており、利用者にとっては不便な状況が続いている。本市の貸館事業に窓口でのキャッシュレス決済を対応させるため、対応端末やシステムの導入を行い、利用者の支払いの選択肢を増やし利便性の向上に繋げていくものである。

2. システム利用予定施設 ※カッコ内は所管課

- ・イイヅカコミュニティセンター(生涯学習課) ・スポーツ施設×23施設(スポーツ振興課) ・交流センター×13施設(まちづくり推進課)
- ・男女共同参画推進センター(男女共同参画推進課)

計38施設

3. システム導入スケジュール

	2025年										2026年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
公共施設予約管理システム導入	関係部署等との協議・仕様検討		公告・入札		システム構築			運用テスト		実装・運用			
キャッシュレス決済サービスの導入	関係部署等との協議・仕様検討		見積合わせ等		決済代行サービス申請・機器等調達			運用テスト・研修等		実装・運用			

4. 歳出予算内訳

単位(千円)

	まちづくり推進課	スポーツ振興課	男女共同参画推進課	生涯学習課	計
11 役務費 キャッシュレス決済手数料	82	444	1	11	538
12 委託料 予約システム更新委託料	1,560	2,673	112	112	4,457
13 使用料及び賃借料					
キャッシュレス決済サービス利用料	1,529	829	68	68	2,494
予約システム使用料	208	357	15	15	595
	事業費計				8,084

5. 歳入予算

単位(千円)

新しい地方経済・生活環境創生交付金	3,770
-------------------	-------

※本事業は国からの交付金の採択を前提としているため、万が一交付申請が否決された場合は、令和7年度の事業は行わない。

令和7年度予算編成方針について

6 飯 行 財 政 第 304 号
令 和 6 年 9 月 2 日

部 課 (かい) 長 各 位

飯 塚 市 長 武 井 政 一

令和7年度予算編成方針について

市長に就任して以来、魅力ある「元気な飯塚市」を目指し、活力あるまちづくりのため、市政運営に取り組んできた。令和6年度は、これまでの歩みをとめることなく、引き続き前進させるために、市民に開かれた市政の推進、まちづくり協議会の活性化支援と行政との連携、未来への投資と行財政改革の推進、浸水対策事業など災害防止の取組み、交通弱者に対応した地域交通網の整備、福岡都市圏等と結ぶための八木山バイパス4車線化などを推進しているところである。

一方で、現下の課題として、少子高齢化や人口減少の深刻化により人口構造に大きな変化が生じている。また、エネルギーや食料品をはじめとする物価高騰への対応、活力ある多様な地域社会の実現に向けて積極的なDX・GXの推進により地域固有の資源を最大限活用し、地域経済の活性化や行政サービスの維持・向上、こども・子育て施策の強化、地域における人への投資、地域の防災・減災、国土強靱化の推進にも積極的に取り組む必要がある。

今後、一層の市政発展においては、第2次飯塚市総合計画の都市目標像である「人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつづけたいまち ～共に創り 未来につながる 幸せ実感都市 いいづか～」の実現に向けて、「未来を担う子どもを育む 教育のまち」、「高齢者が安心して暮らせる 福祉のまち」、「地元で働く場所がある 活力あるまち」、「文化やスポーツが盛んな 健康なまち」を推し進めるためには、持続可能な行政運営の基盤づくりに必要となる行財政改革の取組みが重要となる。

令和7年度の当初予算の編成にあたっては、引き続き、飯塚市の価値をさらに高め、魅力ある元気な飯塚市を目指すため、職員一人ひとりの知恵と改革の熱意をもって取り組まれない。

1 国の動向

我が国の経済状況は、内閣府が7月に公表した月例経済報告によると「景気は、このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している」とされており、先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されるものの、欧米における高い金利水準の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があるとのことである。

現在、令和7年度に向けた国の予算編成にかかる方針や地方財政計画は公表されていないが、国は6月21日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2024」に基づき、持続的・構造的賃上げの実現、官民連携による投資の拡大、少子化対策・こ

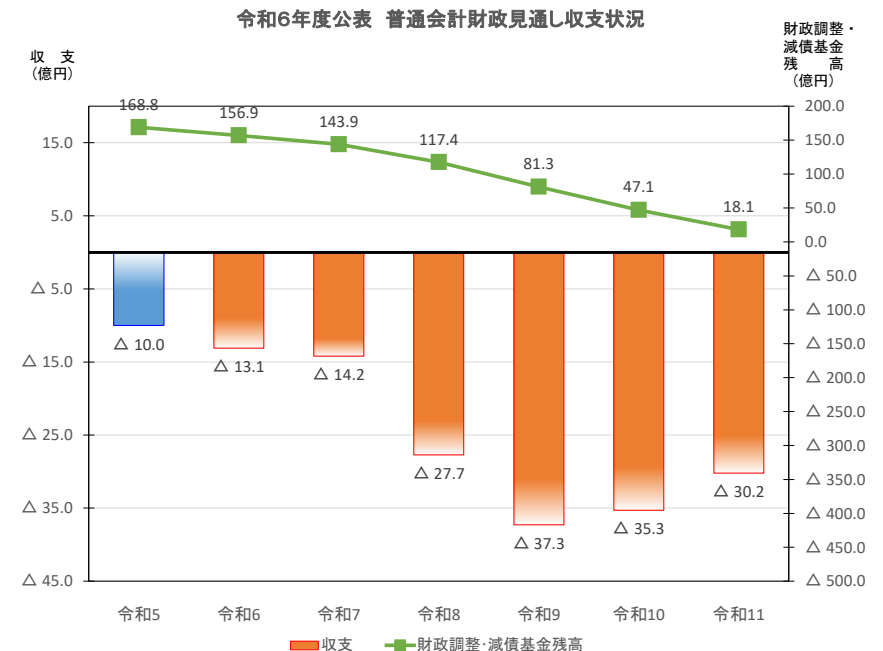
ども政策の抜本的強化を含めた新たなステージへの移行に向けた取組の加速など、重要政策課題に必要な予算措置を講ずることとしているため、今後の国や県の動向を注視し、知り得た情報の積極的な活用を求める。

2 本市の財政状況と今後の見通し

令和5年度普通会計決算見込では、前年度と比べ、歳入総額が4.6億円(+0.5%)の増、歳出総額は1.9億円(△0.2%)の減となり、実質収支は約20.6億円の黒字、実質収支から財源調整のため財政調整基金の取崩額を差し引くと約0.6億円の黒字となった。しかし、財政状況の硬直化を示す経常収支比率は、3.2ポイント上昇し97.8%(令和4年度:94.6%)となり、社会情勢や行政需要の変化に対応できる財政構造の弾力性が減少していることを示している。

令和6年度に「このままいけば」という観点で作成し公表した財政見通しの収支の状況は、以下のとおりであるが、実施予定の事業を一定程度反映できている令和6年度～8年度でも大幅な財源不足が見込まれ、実施予定事業をほとんど反映できていない令和9年度以降についても35億円前後の赤字が見込まれる状況である。

本市のこれまでの取り組みにより着実な成果につながっている近年の企業誘致や、本市の魅力を発信することで地域雇用の創出や定住人口の増加等による積極的な歳入の確保に努め、将来にわたって持続可能な財政基盤を確立するため、財政調整基金や減債基金を取り崩すことなく収支のバランスをとることができる財政運営を目指す必要がある。



3 予算編成の基本方針

前述の国の動向や本市の財政状況と今後の見通し等を踏まえ、第2次飯塚市総合計画の都市目標像である「人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつけたいまち」の実現に向けたまちづくりを推進するため、各指標の達成に向けて、これまでの取り組みの継続、見直しを行いながら事業を進めていく。物価高騰の影響の状況を見極め、必要な物価高騰対策につながる効果的な事業の予算、第2次飯塚市総合計画の都市目標像の実現のため、「まちづくりの好循環」の形成に向け、効果的・効率的に具現化できる事業については優先的、重点的に予算配分する。

一方で、将来世代に向けて持続可能な行財政運営を引き継ぐため、地方自治法（第2条第14項）に規定されている「最少の経費で最大の効果」の原則を常に念頭に置き、令和5年度に策定した「行政経営戦略推進ビジョン・プラン」を的確に反映し、「情報・デジタル化の改革」、「人（職員）の改革」、「財政の改革」、「施設・モノの改革」等の取り組みにより、重点的に予算配分する事業の財源の確保及び事業の見直しによる事務量の適正化に取り組まれない。

これまで当初予算編成において、財政調整基金の多額の取崩しが毎年続いており、財政調整基金の枯渇についても懸念される状況である。令和7年度の予算編成にあたっては、財政調整基金も活用した一般財源を確保した上で予算編成を行うため、歳出を徹底して検証し、事務事業等の見直し、公共施設の適正化などの健全化策を着実に進め、将来を見据えた予算編成に取り組んでいただきたい。

1 予算編成の基本的な考え方

予算編成とは、「市税」、「地方交付税」等に代表される一般財源収入（歳入）を、市勢発展、行政運営のため、どの事務事業（歳出）にどの程度配分するかを決定するものである。これにより決定した予算は、その年度の「行政運営設計書（計画書）＝施政方針」となるため、

- ① 「予算編成の基本方針」の反映
- ② 歳出の全事務事業の効果・効率性を十分精査
- ③ 歳出の事務事業費のゼロベースからの見直しと必要額の確保
- ④ 適切な収入（歳入）の見込
- ⑤ 現在の職員配置で実施可能な事業量について考慮

以上を総合的に整理して予算要求（以下、「要求」という）すること。

なお、予算要求書の作成にあたっては、

- (ア) 歳出の全経費を政策的経費・義務的経費・経常経費に区分
- (イ) 歳出は事務事業(事務事業評価)の単位で中事業を設定
- (ウ) 歳出の中事業は、政策的経費は「～事業費【政策】」、義務的経費は「～事業費【義務】」、経常経費は「～事業費(【 】書なし)」のように経費区分ごとに名称設定
- (エ) 必要な歳出予算額の確保のみならず、事務事業をするうえで必要な一般財源額の把握（歳入の予算要求を行い充当することが重要）

以上を整理すること。

そのほか、以下に示す項目について注意すること。

(1)懸案事項の反映

前年度予算の四役(市長・副市長・教育長・企業管理者)ヒアリング及び実施計画を含む内示等の際に、翌年度予算編成に向けて、歳出の事務事業について経費の廃止・縮小を含めた改善・変更等の問題提起をされている案件については、十分検討の上、確実に反映させて要求すること。

(2)政策的経費の要求について

歳出の政策的経費の要求は、第2次飯塚市総合計画実施計画（以下「実施計画」という）と同時、同額とし、歳出事業費と併せて歳入の国庫支出金等の特定財源についても要求すること。なお、総合政策課と財政課の合同でヒアリング及び査定を実施する。

(3)義務的経費の要求について

歳出の義務的経費で要求できる歳出の経費を限定し、それ以外の経費は義務的経費での要求ができない。また、義務的経費は、原則、必要となる歳出予算額を確保することとしているが、過大な要求額とならないよう精査して要求し、併せて歳入の国庫支出金等の特定財源についても要求すること。

(4)経常経費の要求と一般財源額の配分（経常経費の一般財源枠配分）

歳出の経常経費については、各部が事業の選択と集中を主体的及び自律的に行うことができるよう一般財源額を配分（部単位）した予算編成（経常経費の一般財源枠配分）を実施するので、配分された一般財源額の範囲内で歳出予算を要求

すること。なお、一般財源額が配分額内であるかを正しく確認する必要があるため、歳入の充当誤りがないよう前年度の予算内示書の確認を行うなど細心の注意を払うこと。また、政策的経費・義務的経費で要求していない歳入については、経常経費で要求すること。

(5)一般財源総額の調整

令和7年度に収入が見込まれる一般財源収入額の範囲内での予算編成を基本とする。そのため、国県等の補助制度の情報収集をし、歳入である特定財源の確保に努めること。それでもなお財源不足が顕著で、その調整が必要な場合は、財政調整基金及び減債基金からの繰入（取り崩し）により対応する。

また、予算の執行残については、財政調整基金繰入金の減額に充てるものとし、収支バランスが黒字化した際には、持続可能な行財政運営や公共施設の老朽化対策等の財源とするため、財政調整基金、減債基金及び公共施設整備基金への基金積立の財源とする。

(6)行政経営戦略推進ビジョン・プランに基づく予算の反映

「行政経営戦略推進ビジョン・プラン」を確実に予算に反映すること。一括契約、長期継続契約等による委託業務の見直し、「補助金等に関する指針及び意見・提言書」に基づく補助金・負担金の見直しも引き続き検討すること。

(7)事業効果の再検証（「事務事業評価」を反映）

要求にあたっては、事務事業評価を有効に活用するうえ効果・効率性等を十分に検証し、各部（課）の垣根を越えた事務事業の縮小・廃止・改変に積極的に取り組むこと。スクラップ&ビルドの視点を持ち、新たな事業（経費）が必要となった場合は、既存事業の見直しによって財源の確保に努めること。

(8)民間委託（アウトソーシング）とデジタル技術活用（DX）による業務改善等

「民間委託等に関する指針」に基づく民間委託や、デジタル技術を用いた市民サービスの向上及び事務の簡素化等業務改善について検討し、早急に着手すること。なお、検討に歳出予算が必要な場合は、目的、効果（見込み）、人件費を含む現状のコストと改善後のコストの比較等を整理した資料を作成し、業務改善・DX推進課と協議のうえ政策的経費（＝実施計画）で要求すること。

(9)公共施設の見直し

第2次公共施設等のあり方に関する基本方針（公共施設等総合管理計画）に基づく第3次実施計画改訂版を確実に反映すること。公共施設の維持修繕・更新については、長寿命化（大規模改修）・複合化を原則とする。なお、検討に歳出予算が必要な場合は、長寿命化・複合化・建替等の整備経費（イニシャルコスト）の比較、整備前と整備後の運営経費（ランニングコスト）の比較等を整理した資料を作成し、財産活用課と協議のうえ政策的経費（＝実施計画）または義務的経費で要求すること。

また、不要な公共施設及び土地等の財産は、調整の上、積極的に処分を含めた整理を図ること。なお、検討に歳出予算が必要な場合は、その内容と必要性等を整理した資料を作成し、義務的経費で要求すること。

(10)原油価格・物価高騰等の予算対応について

物価高騰の先行きが不透明であるが、令和7年度予算は令和6年度に引き続き物価高騰を踏まえた予算編成とする。歳出事業費の増加については、的確に対応できるように真に必要な予算額を見積もること。

歳出予算に対し受益者負担を求める事業については、物価高騰分を歳出予算に上乗せするだけでなく、歳入の受益者負担についてもその改定を検討すること。

また、物価高騰の影響を反映した予算編成とするものの、想定を超える物価上昇となった場合は、補正予算で増額の対応をする。ただし、事業スケジュールが遅れることも想定されるため、繰越明許費の設定や余裕を持った予算執行に努めること。

(11)適正な受益者負担（歳入）の徹底

適正な受益者負担を求めないことは、受益者以外の市民に対し税金による負担を求めることと同義である。このことを念頭に、受益者負担の公平性と財源確保の観点から見直しを行い、適正化を図ること。

(12)債権（滞納等の管理）管理について

歳入の市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料等の債権については、調定伝票と別管理している台帳等との照合を常々実施し、適正に調定伝票での管理もすること（台帳は公表されないが調定は決算書として公表される）。

また、滞納及びその不納欠損処分（債権放棄）については、市民負担の不公平感を抱かせるだけでなく、納付意欲の低下につながるおそれもあるため、早期に個々の案件の状況を把握し、状況に応じた実効性の高い方策を講じることにより、長期および多額の滞納、不納欠損処分に至らないよう努めること。

(13)国県等の制度の情報収集

常に国や県の予算方針等の情報収集に努め、歳入・歳出の予算要求に遺漏の無いよう注意すること。

(14)予備費の充用について

歳出の予備費の充用については、予算編成時点で見込むことができなかった突発的な事案で、補正予算計上では間に合わない事案に対し行うものであるが、突発的な事案でも本来は補正予算に計上して対応することが基本であるため、安易に予備費の充用を期待した要求とすることがないように注意すること。

特に維持補修等の経費については、維持修繕・更新計画を策定することで予防的修繕を認める方針としているので、公共施設の不良箇所や設備等の耐用年数等を把握したうえで、必要ある場合は予算要求に努めること。

(15)特別会計について

特別会計の歳出の一般財源額については、一般会計の歳出で要求する特別会計繰入金額により一般財源の増減を判断し個別に査定を行うため、特別会計には経常経費の区分はない。政策的経費および義務的経費に区分して要求をすること。

よって、特別会計の中事業の設定については、財務会計システム上の経費区分を全て政策経費とし、実施計画書を提出する事業については、中事業（～事業【政策】）を新たに設定し、要求すること。

なお、特別会計の予算要求書は、歳入および歳出の全経費の要求をしたうえで、会計内のバランスをとって指定する期日に提出すること。

また、公営企業会計については、経営戦略の策定等により、その経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ることが求められていることを念頭に、将来にわたり住民生活に必要なサービスを安定的に提供していくための取組を検討、実施すること。

(16) 予算の要求の時期と考え方

- 当初予算 …… 年間を通じての事業計画であることを意識し、当該年度の全収入および実施予定の全事務事業の経費を精査し要求。
 要求〆切：11月上旬～中旬
- 6月補正 …… 当初予算編成後に発生した事由により緊急な場合のみ行う。
 要求〆切：4月20日頃
- 9月補正 …… 制度改正または補助事業の確定等を中心に行う。
 要求〆切：7月20日頃
- 12月補正 …… 予算の総洗いによる執行残等の整理・調整を行う。実質的な最終補正予算。
 要求〆切：10月1日頃
- 3月補正 …… 予算の最終調整及び国の補正関連事業のみ行う。
 要求〆切：12月15日頃

※ 上記のほか、緊急対応が必要な災害復旧関係経費等の補正予算を編成する場合がある。

※ 当該予算編成方針は、特別な事情がない限り、令和7年度の当初予算及び補正予算の予算編成に適用する。

(17) その他

監査委員からの決算審査意見書や定期監査報告書などで指摘された事項について、予算執行の効率性や透明性を向上させるため、原因分析や対策立案を行い、実施状況や効果測定を行うこと。

2 歳入に関する事項

歳入（財源）確保は財政状況改善のための重要な課題であるので、歳入増につながる新たな方策について十分に研究すること。

(1) 歳入予算の要求

歳出の全経費を經常経費、義務的経費、政策的経費に区分して要求するため、歳入の特定財源収入は、充当先の歳出の経費区分に合わせて指定する入力経費区分で要求すること。市債についても、財政課担当者と事前協議のうえ漏れなく、要求すること。なお、特に經常経費の一般財源配分額の確認に影響があるため、前年度予算の内示書を参考に充当漏れがないよう注意すること。

◆ 歳入の経費区分の考え方

充当先の歳出の経費区分に応じて、歳入を要求する財務会計システム上の入力経費区分が決定する。

充当先歳出の経費区分		歳入要求する財務会計システム上の入力経費区分
・ 經常経費	⇒	經常経費
・ 義務的経費	⇒	政策経費
・ 政策的経費	⇒	政策経費
・ 經常経費 ・ 政策的経費	⇒	同一の歳入科目に2つの充当経費が混在する場合は、「政策経費」に片寄せして要求し、説明欄に【經常経費充当分】・【政策的経費充当分】それぞれの経費区分毎に積算内訳を記入。 ※前年度に要求をしている場合は、その経費区分の費目を使用して要求してかまわない。ただし、充当と経費区分ごとの積算内訳の記入のモレがないよう注意すること。
・ 經常経費 ・ 義務的経費 ・ 政策的経費	⇒	3つの充当経費が混在する場合は、「政策経費」に片寄せして要求し、説明欄に【經常経費充当分】・【義務的経費充当分】・【政策的経費充当分】それぞれの経費区分毎に積算内訳を記入。 ※前年度に要求をしている場合は、その経費区分の費目を使用して要求してかまわない。ただし、充当と経費区分ごとの積算内訳の記入のモレがないよう注意すること。

(2) 市税

市税収入については、本市の自主財源・一般財源収入の中心的存在であるので、経済情勢の推移、税制改正の動向とその影響を十分に見極め、的確な判断で確実な収入見積額を要求すること。また、課税客体を的確に把握するとともに、適正かつ公正な賦課に努めるほか、徴収率の向上に最善の努力を図ること。

令和7年度の要求にあたり、市独自の特殊要因及び税制改正の影響額がある場合は、その反映と影響額を要求書に明記すること。

(3)地方交付税（国が徴収する所得税・法人税・酒税・消費税の一定割合及び地方法人税の全額を財源に、地方公共団体間の財源の不均衡を調整するために一定の合理的な基準で再配分するもの。地方の固有財源。）

普通交付税については、本市の一般財源収入の中心的存在であるので、測定数値及び補正係数等により十分な試算を行い、的確な数値の把握に努め、適切に見込むこと。

特別交付税については、前年度以前の実績や特殊要素を考慮し、適切に見込むこと。

(4)分担金及び負担金（歳出事業費に対する受益者の負担金）

分担金及び負担金については、安易に住民負担を軽減することなく受益者負担の適正化を図ること。

(5)使用料及び手数料（市が提供するサービスの対価）

使用料及び手数料については、受益者負担の適正化を図るため、料率等を随時検証し、適正な額に改定すること。

(6)国・県支出金（歳出事業費に対する国・県の負担金・補助金・委託金）

国・県支出金については、国の予算編成や補助制度の動向に留意し、新たな補助制度等を十分研究し、単独事業として実施している事務事業について、国県の補助等事業として採択されないか十分研究し、一般財源の減額につながるよう努めること。ただし、一般財源が増加するような補助金は安易に受け入れないこと。この取組は当初予算編成時のみならず年度途中においても常々行うこと。

なお、普通交付税算入率が有利な市債を含め、一般財源の減額につながる国県制度の情報提供を受けているにもかかわらず活用しない場合は、歳出事業費の減額を求めることがある。

(7)市債（＝起債。借金による財源確保。）

市債については、将来の財政負担に影響を及ぼす可能性があるため、その適債性、充当率、普通交付税算入率等を十分に検討し適正を期すこと。

また、歳出事業費の財源として市債の活用を予定している場合は、「市債（予算要求用・実施計画用）」の費目を使用して要求すること。また、その要求額は、「(起債対象事業費－特定財源) × 充当率」で積算された数値の10万円未満を切捨した額となる。

なお、市債や国県補助金を財源としている事業については、事業計画や補助の採択が見込める状況となった上で、事業を実施すること。

(8)繰越金（前年度決算における剰余金等）

一般会計及び特別会計における繰越金の当初予算要求額は、原則1千円とする。

(9)その他

その他の収入については、関係法令、過去の実績等を十分に調査研究し、確実な収入見積額を要求すること。

また、歳出事業費に対して国庫支出金等の特定財源が全額充当される事業については、千円単位の歳入・歳出予算額のそれぞれの合計額を一致させること。

3 歳出に関する事項

本市の財政状況を十分に認識し、行政経営戦略推進ビジョン・プラン等の各種計画との整合性を図ったうえで、第二次総合計画で掲げる都市目標像の実現に向けた要求をすること。

①政策的経費

【要求上限額】

実施計画の要求額と同額。ただし、過大な見積とならないよう要求すること。なお、義務的経費および経常経費に配分した一般財源収入の残額での対応となるため、要求された事務事業の全てを予算計上できない場合がある。

【留意事項】

継続的に実施することになるソフト事業は、3年間のみ政策的経費で要求可能とし、4年目以降はそれまでの成果や今後の見通し等を踏まえたうえで廃止、または原則経常経費へ変更するため、政策的経費で計上する3年間で、経常経費等に経費区分を変更する際の財源を確保しておくこと。よって、令和6年度で事業開始から4年目を迎える政策的経費は廃止、または原則経常経費で要求すること。

【物価高騰等の対応】

歳出事業費の増加については、的確に対応できるよう真に必要な歳出予算を積算すること。（「1予算編成の基本的な考え方/10原油価格・物価高騰等の予算対応について」参照）

ただし、工事請負費等の概算設計を依頼することになる土木建設課および建築課は、それぞれ物価高騰等に対応する積算方法について検討・協議しており、両課より回答があった積算額で要求すること。

②義務的経費

【要求上限額】

下表に示す経費の必要額の確保に努める。ただし、過大な見積とならないよう要求すること。なお、当該経費は細節単位で、財政課査定にて必要額及び配分額を決定する。

区 分	義務的経費の対象となる経費の内容
人件費	・常勤特別職（4役）、市議会議員、監査委員、農業委員、教育委員、選挙管理委員にかかる人件費 ・消防団員報酬 ・職員人件費（会計年度任用職員含む） ・代替職員雇用経費
公債費	・市債の元利償還金及び一時借入金利息
扶助費	・国・県支出金の充当がある事業に限る。なお、その範囲は中事業単位（＝事務事業評価の単位）で捉え、単独事業費部分（＝いわゆる継ぎ足し単独部分）及び関連事務費を含める。

	※国・県支出金の充当がない事業（単独事業）は、「経常経費」として要求すること。
繰出金	・特別会計繰出金 ※全額を義務的経費とするが、職員人件費、法定扶助費、公債費、その他事務費分ごとの額を要求書に記載すること。
補助費等	・公営企業法適用（法適）公営企業会計に対する補助金等 ・一部事務組合に対する負担金 ・申請者/対象者の多寡により事業費が変動する補助金
財政課が指定するもの	<p>【市有財産（公共施設）に関する項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の維持修繕・更新計画に基づく予防的修繕を含む経費 ※施設ごとの単年度事業費1千万円未満のもの。実施計画の計画期間中に1年度でも1千万円以上の年度がある場合は、「政策的経費」で要求すること。 生産中止となった水銀灯の灯具等の取替経費 アスベスト調査に関する経費 P C B 処分に関する経費 廃止した施設の最低限の維持管理経費 施設の新設により使用量等の想定が困難な経費（2年程度） 不要財産（公共施設・土地等）の処分に関する経費（市有地売却経費（分筆/測量/不動産鑑定等）等） 基金積立金 指定管理委託料 ※新規は、政策的経費で要求すること。 <p>【高額備品/システムに関する項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高額備品（概ね100万円以上）の買替経費 制度改正に伴うシステム改修経費 <p>【職員に関する項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員採用に関する経費 人材育成に有効と認められる研修等経費 <p>【返還金・還付金に関する項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市税等還付金及び還付加算金 国・県支出金返還金 <p>【経費の目的/性質により判断する項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害復旧対策関連経費 選挙執行経費 訴訟に関する経費 統計法に基づく統計調査に係る経費 貸付制度に関する経費 情報管理課の電算管理費 G I G A スクール構想に伴う情報機器等の管理経費 秘書課予算 発掘調査にかかる経費

	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産評価費 ・特殊建築物検査業務委託料 ・機構改革による業務見直しに伴う経費 ・申請者/対象者の多寡により事業費が変動する経費（要求前に財政課との協議が必要） ・令和6年度当初予算編成で財政課が認めた債務負担行為/長期継続契約に関する経費
--	--

※ 経常経費から義務的経費に経費区分が変更する場合は、経常経費の枠配分額から変更する事業費の一般財源額を差し引く。

- = 経常経費一般財源配分額が減少
- = 各部が主体的及び自律的に運用できる額が減少
- = 自由度が減少

※ 義務的経費の取り扱い変更に伴う経費増については、部長配分額500万円の中で調整すること。

【物価高騰等の対応】

歳出事業費の増加については、的確に対応できるよう真に必要な歳出予算を積算すること。（「1予算編成の基本的な考え方/10原油価格・物価高騰等の予算対応について」参照）

③経常経費

歳出のうち義務的経費、政策的経費を除く全ての経費。部単位で一般財源を配分し、その範囲内での要求を求めている（経常経費の一般財源枠配分）。

一般財源配分額の範囲内で、考え方、積算方法に誤りがない予算要求であれば、原則、担当課要求どおりの予算計上とする。特定財源の充当を漏らすと正確な一般財源要求額を把握できないため、前年度予算の「内示書」を参考にし、充当誤りがないよう注意すること。

【要求上限額】

部ごとに配分された一般財源額から行革効果額を差し引き、令和7年度の特要素額を増減した額

<p>【部】経常経費一般財源要求額合計 \leq 【部】一般財源配分額 - 行革効果額 ± 特殊要素額</p>

【留意事項】

- ・ 部ごとに一般財源を配分するため、「経常経費一般財源配分額調整結果確認表(様式2)」を添付のうえ、予算要求書を提出。この確認表は特殊要素額を記載することとしているが、特殊要素とした内容と理由を必ず記載すること。この確認表で、部の一般財源配分額を超過している場合は、予算要求書を提出できない。
- ・ 部の一般財源配分額には、部長による予算調整機能の強化のための部長配分額を含む。
- ・ 「特殊要素額」とは、令和7年度からの制度廃止による減少額(各課の努力により制度廃止とした場合はインセンティブとするため除く)や、他課への所

- 管替による一般財源減少額および他課からの所管替による増加額をいう。
- ・ 義務的経費や政策的経費で要求すべき経費を、経常経費で要求しないこと。
 - ・ 各支所市民窓口課/経済建設課、会計課、議会事務局、監査事務局、農業委員会事務局の経常経費は、一般財源配分額を基準に要求したうえで、財政課査定にて必要額及び配分額を決定する。
 - ・ 経常経費においても、常に事業の縮小及び廃止についても検討をすること。

【物価高騰等の対応】

経常経費一般財源配分額については、物価高騰等の影響を加味するため、総務省公表の消費者物価指数2024年（令和6年）6月分の「総合/前年度同月比」の2.8%を参考として、令和6年から令和7年にかけても同様に伸びるものと仮定し加味する。（「1予算編成の基本的な考え方/10原油価格・物価高騰等の予算対応について」参照）

計算式：

$$\text{（令和5年度配分額} + \text{令和6年度原油価格} \cdot \text{物価高騰影響配分額} - \text{部長配分額）} \times 106\%$$

上記に記載しているように、令和5年度配分額に令和5年度から令和6年度にかけての消費者物価指数の伸び「2.8%」と令和6年度から令和7年度にかけての伸び見込「2.8%」を合わせた6%伸びると見込んだ割合を配分額に乗じている。

また、昨年まで特殊要素として取り扱いしていた原油価格・物価高騰影響額についても、通常の配分額に上乘せしているため、令和7年度当初予算編成からは原油価格・物価高騰影響額について特殊要素として取り扱いしないこととしている。

④共通事項

(1)中事業の設定

歳出の全経費を経常経費・義務的経費・政策的経費に区分することとしているので、ひとつの中事業に経常経費・義務的経費・政策的経費の混在や、複数の事務事業の混在がないように中事業を設定した上で、財務会計システムへの入力を行うこと。

また、小事業には総合計画の基本事業区分名称を設定しているため、基本事業区分にそぐわない経費が混在している場合は、新たな中事業の設定について財政課担当者と協議すること。

(2)実施計画との関係

実施計画で不採択となった事業については、既に実施の可否の判断がなされているので、他の経費区分での要求替は認めない。

(3)会計年度任用職員

会計年度任用職員の雇用については、雇用人数・雇用期間によっては委託等を検討すること。そのうえで会計年度任用職員の雇用が必要な場合は、「業務改善・DX推進課」と協議し、必要と認められたもののみ「人事課」で要求する。

ただし、病休・育休等に伴う「職員代替分」については、協議・要求とも「人事課」が担当する。

なお、政策的経費（実施計画）に関連した会計年度任用職員の雇用経費は、事業自体の採択状況に合わせ変動させることになるため、人事課に採択状況を報告すること。

(4)国県補助制度との関係

国県の制度改正等で事業の廃止・縮小が行われた場合は、本市においても当該事業を廃止・縮小し、安易に単独事業への振替をしないこと。

(5)諮問機関等委員

各種諮問機関としての委員会等にあつては、その必要性、人員の削減等を検討し経費節減に努めるとともに、積極的に女性を登用すること。

(6)公共施設の維持管理

各施設の維持・管理等の委託を行う場合は、仕様を再検討の上、経費削減に努め、第二次公共施設等のあり方に関する基本方針（公共施設等総合管理計画）に基づく第三次実施計画改訂版との整合性に留意し、統廃合が予定されている施設の維持補修等については、過剰な支出とならないよう十分に検討すること。また、施設の維持補修に係る経費は、予防的修繕を含む維持修繕・更新計画の策定を要求の前提とする。

(7)「維持補修費」と「修繕料」

「細節：維持補修費」は、施設（空調、照明、窓ガラスといった施設を運営するうえで必要な施設に付随している設備含む）の修繕、「細節：修繕料」は、備品や自動車等、単体で用をなす物品を修繕する場合の予算科目としているので、予算要求及び執行に留意すること。

(8)過去の実績を基礎とした予算要求

扶助費や光熱水費等、過去の実績が予算要求の基礎となるものについては、制度変更や特殊事情等の変更要因が無い場合は、令和6年度12月補正予算で用いた資料を使用して要求することができる。ただし、物価高騰等により単価の想定が困難な状況であるため、使用量などを必ず把握し、単価の変更に対応しやすい資料を作成すること。

なお、当初予算において過去の増減率を乗じて算定する場合は、特段の事情がない限り安全度（率）を乗じないこと。また、年度中途において予算不足が見込まれる場合は、令和7年度の12月補正で予算要求をすること。

(9)工事請負費等投資的経費

投資的経費において工事請負費等の積算をする際は、仕様の十分な検討、精査を行い、不要な施設・設備の追加及びグレードアップは行わないこと。

(10)各種団体等への補助金等

各種協議会等団体への負担金補助及び交付金にあつては、その必要性（団体加入の是非を含む）を再検証すると同時に、当該団体の経費節減を働きかけること。また、翌年度への繰越金が多額となっている場合は、その内容を把握したうえで補助金交付額を検討すること。

(11)継続費・繰越明許費・債務負担行為（巻末の用語集参照）

継続費・繰越明許費・債務負担行為の設定が必要な場合は、それぞれの要求

書、スケジュール(工程表)を添付して提出すること。なお、各事業を実施する上で、必要となる期間を十分に確認し、年度を越える可能性がある場合は、繰越明許費の要求をすること。

(12)長期継続契約

長期継続契約により安定的なサービスの提供、経費の削減が見込まれるものについては、積極的に当該制度を活用すること。

(13)使用する予算単価

予算単価については全庁共用ファイル・財政課に掲示する「令和7年度予算単価表」を使用、物品単価(燃料含む)については令和6年10月1日現在の「物品単価表」を使用、その他必要な単価については、別途、財政課及び担当課から通知する。

※「(15)予算積算」も参照のこと

(14)予算要求のための見積もりの徴取

予算要求するために業者見積もりを依頼する場合は、

- i 指名願いが提出されている業者であること
- ii 一部業者のみに偏った見積書の徴取をしないこと
- iii できる限り、複数の業者から見積もりを徴取すること

以上を確認のうえ依頼すること。再三の注意喚起にもかかわらず、一部業者に偏った見積もりの徴取をしている部署が見受けられるが、不要な疑念を抱かれることがないよう早急に改善すること。

(15)予算積算

詳細な事業計画等に基づかない予算要求により、事業実施の段階で当初計画から大幅な設計額・工期等の変更を伴う事案が頻繁に発生している。地元調整等を含め、事業計画の精査を十分に行った上で要求すること。

なお、大規模事業における事業用地選定や概算事業費算定に必要な予備(事前)調査経費は、事業の目的・効果・期間等の概要を整理したうえで、政策的経費で要求すること。

◎燃料費・光熱水費の積算見込みについて

- ・燃料費：国の補助等により一定期間価格安定化が図られているため、「令和6年度10月時点の直近単価」を使用して算定する。
- ・光熱水費(令和7年度の契約更改日以前分)：「令和6年度10月時点の直近単価」を使用して算定する。

そのため、予算積算資料には、契約更改時期と令和2年度～令和6年度前期の使用量を明記したうえで、その数量の特殊要因による増減等を考慮し、令和7年度の算定に使用する「使用量を推計」した資料を添付すること。

※特殊要因とは、「漏水といった不慮の使用」や「猛暑などの気候の影響による使用」などをいう。

(16)各事業の人員配置への対応

新規事業や事業の拡充が必要な場合は、既存事業にかかる人的コストを踏まえ、過剰な労働にならないよう精査すること。限られた人員で組織運営を行わなければならない、人材確保が容易でないことを踏まえ、容易に増員ありきで検討しないこと。

(17)旅費への対応

出席する研修又は会議等の目的・効果を精査するとともに、当該研修などのオンラインによる実施の可否も踏まえ、必要最小限の回数、人数、日数で要求すること。

4 予算要求書について

(1)提出部数等

要求書（継続費・繰越明許費・債務負担行為を含む）は担当部長の決裁を受けて、下表の部数を提出すること。なお、経常経費及び義務的経費にかかる資料については、紙ベースによることとし、電子データでの提出は不要とする。政策的経費にかかる資料については、紙ベース及び電子データの提出とする。

	経常経費		義務的経費		政策的経費	
財政課	○	5部	○	5部	○	5部
総合政策課	×	-	×	-	○	3部
財産活用課	×	-	△	3部	△	3部

※「△」は必要ある場合に提出を依頼するもので、財産活用課分は「公共施設の『維持修繕・更新計画』に関する事業」の要求がある場合のみ提出。

(2)要求額の単位

歳入・歳出とも細節（＝細々節）ごとの金額の要求単位は千円とする。積算は円単位とし、千円未満の端数は、歳入は切捨て、歳出は切上げを原則とする。

ただし、歳出事業費に対して国庫支出金等の特定財源が全額充当される事業については、千円単位の歳入・歳出それぞれの予算額の合計額を一致させること。

(3)要求書の表紙の次に添付する資料

一般会計の経常経費の要求書には、要求書表紙の次に「経費区分別 各事業の一般財源増減一覧（様式1）」を添付すること。

特別会計については、要求書表紙の次に「バランスシート」、「予算要求概要書」の順に添付し、予算要求概要書には制度改正の概要、要求に必要な基礎的な数値、各事業の要求の考え方や改善内容を記入すること。

(4)要求にかかる添付資料

要求の根拠となる基礎的な数値（例：保育所経費における入所見込数及び配置保育士数、小中学校の児童生徒数、施設の管理・運営経費における施設一覧 等）は、前年度数値等と比較ができる資料を作成すること。

- ・当初予算：前年度当初予算（額）及び前年度12月補正予算（額）との比較
- ・12月補正予算：前年度決算（額）及び当該年度当初予算（額）との比較

(5)工事請負費の添付資料

工事請負費を含む事業については、位置図（複数年事業の場合は年度割を示したもの）、工事概要図、実施予定期間における年度別事業費・事業内容、当該年度分の工程表、改修・補修工事については、現状が分かる写真を整理した資料を添付すること。

(6)用地購入費の添付資料

用地購入費については、用地取得箇所を示した位置図、字図、測量図、購入対象地番とその地積と仮評価額等購入単価の一覧表を添付すること。

(7)予算編成にかかる通知・様式等の保管場所

要求書提出要領・様式、その他通知については、全庁共用ファイル・財政課の「B_予算要求・執行関係-d_予算要求関係-R7予算要求関係」、「B_予算要求・執行関係-a_予算要求関係様式」に掲示しているので確認すること。

5 令和7年度当初予算等予算編成の日程等

(1)当初予算要求書提出期限

一般会計及び特別会計【共通】

10月30日（水）：政策的経費

11月11日（月）：政策的経費以外

※特別会計の「政策的経費以外（＝義務的経費）」の提出時は、会計内の全ての収支バランスをとったバランスシート、予算要求概要書を表紙の次に添付すること。

(2)当初予算行政経営部長ヒアリング

11月6日（水）～：政策的経費

11月20日（水）～：政策的経費以外

(3)当初予算内示

1月7日（火）～8日（水）を予定

(4)当初予算四役ヒアリング

1月17日（金）～20日（月）を予定

(5)令和6年度3月補正提出期限

12月9日（月）を予定

(6)組織機構の変更の対応

予算要求・配当は現在の課単位で行う。

なお、機構改革により予算要求課と配当課が異なる場合は、「機構改革処理」で予算要求課と配当課を併せる対応をすることになるので、別途財政課より照会することとしている。

また、その他の理由の場合は、「所管替」等で対応することになるので、その必要が生じた場合は、財政課に連絡すること。

用語の説明

○決算収支

- ・形式収支・・・・・・(歳入決算額)－(歳出決算額)
- ・実質収支・・・・・・(形式収支)－(翌年度繰越財源額)
- ・単年度収支・・・・・・(当該年度実質収支)－(前年度実質収支)
- ・実質単年度収支・・(単年度収支)＋(財政調整基金積立額)＋(地方債繰上償還額)－(財政調整基金取崩額)

○経常収支比率

地方公共団体の経常一般財源収入(地方税、普通交付税等)が、経常的経費(人件費、物件費等)にどれだけ使用されたかを示す比率を百分率(%)で表したものの。数値が高いほど財政構造が硬直化している(＝突発的な財政需要に対応する余力がない)ことを意味する。

○予算要求

行政事務事業を執行するうえで必要となる経費(歳出)と、見込まれる収入(歳入)を見積り(積算し)、予算計上するため要求すること。当初予算の場合は、一年間分の見積りを行い予算要求する。

○予算ヒアリング

予算要求課と行政経営部で、予算要求の内容説明、予算要求の質疑応答をすること。予算要求課は新規事業・内容を変更した事業・大幅に増減した経費を中心に説明し、行政経営部の質疑に対し回答する。ここでの協議により、各事業の共通認識を形成し、査定を行う。

【予算ヒアリング時に予算要求課に説明してもらいたいこと】

- 当初/補正にかかわらず、課としてどのような視点で要求しているのか
 - ⇒ 事業に必要な用紙/ファイルなどの消耗品費は、別途、担当者間でヒアリングするため予算ヒアリング時には説明は不要
- 中事業単位(要求書(事業説明)を活用)で説明
 - ⇒ 要求書(事業説明)には財源内訳も記載されており、予算組立が見やすい。
- 重要事業の予算組立/必要性(効果・総合計画にどのように寄与するか)/緊急性(今でなければいけないか・先送りできるかの確認)
- 増減が大きい経費の理由(中止/縮小/新規/拡大などの理由)
 - ⇒ 積算方法の説明でなく、要求額を積算した背景/理由を説明
 - ① どのような傾向にあるか(数値の動向)
 - ② その理由(分析)
 - ③ だから積算方法をこのようにした
- 「例年と同様に積算するところなる」という説明ではなく、数値の動向を分析し、この要求額が必要であることを説明する。
- 説明のための資料を作成し、予算要求書に添付
 - ⇒ 要求書(事業説明)で説明が難しい場合は、ポンチ絵などの図・表を作成。この資料は四役ヒアリングで使用することがある。

○内示

予算要求に対する行政経営部の査定結果(査定額、査定理由)を予算要求課に伝えること。

○復活要求

内示に不服がある場合に、再度の予算要求ができる機会。復活要求があった事業は4役ヒアリングで協議することになる。なお、復活要求がないということは予算要求課も査定(内示)内容を納得したことになる。

○4役ヒアリング

4役(市長・副市長・教育長・企業管理者)に対し、予算要求の内容および査定内容、復活要求の内容の説明をし、4役との意見調整・協議をすること。ここで決定したものが予算議案となる。

○継続費

複数年(概ね3年以上)にまたがって契約し、施工する投資的事業等の経費について、事業総額、年度割額、財源内訳を示したうえで、複数年分の予算の議決を得るために設定。継続費で設定した年度割事業費を毎年度予算計上し、当該年度の予算残額は、翌年度に繰越し(通次繰越)して執行することができる。会計年度の独立の例外の一つ。

○繰越明許費

2カ年度にまたがって契約し、実施する事業の経費について、翌年度に繰越しする(支払う)予算額を設定し、議決を得るために設定。設定した翌年度へ繰越しする予算額(繰越限度額)の範囲内かつ予算残額の範囲内で翌年度に繰越し(明許繰越)ができる。会計年度の独立の例外の一つ。

○債務負担行為

複数年にまたがって契約し、契約の結果、毎年度一定額の支払いとなることが想定される場合に、各年度の年度割額を示したうえで複数年分の予算限度額の議決を得るために設定。予算限度額は、金額ではなく文言で設定することも可能(例:指定管理委託料等)。設定した年度割額の範囲内で毎年度予算計上。会計年度の独立の例外の一つ。

以下は、予算編成方針で使用する用語としての説明です。

一般的な用語としての説明ではありませんので、ご注意ください。

○一般財源収入

歳入で市税、地方譲与税交付金、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車税環境性能割交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、地方特例交付金、地方交付税交付金、市債のうち臨時財政対策債などをいう。

「使用用途が特定されていない収入(＝市の裁量で自由に使える収入)」のこと。

○特定財源

国庫支出金、県支出金、市債など、事務事業の実施により交付されるその事務事業経費に充当すべき収入をいう。

「使用用途が特定（限定）されている収入」のこと。

○一般財源充当額・一般財源

歳出において事務事業経費から特定財源を差引いた額のこと、一般財源収入を充当する経費をいう。

例示) 事業費：1,000 国庫補助金(補助率1/2)：400 受益者負担金：200の場合

$$\text{一般財源} = 1,000 - (1,000 - 200) \times 1/2 - 200$$

$$\begin{array}{ccc} \text{事業費} & \underbrace{\hspace{10em}} & \text{受益者負担金} \\ = 400 & \text{国庫補助金} & \end{array}$$

○経費区分

予算編成方針に説明がある「政策的経費」、「義務的経費」、「経常経費」のこと。

○補助事業

国・県支出金等の補助金等の充当がある事業。補助率等が10/10ではない限り、一般財源が発生する。

○単独事業

国・県支出金等の補助金等の充当がなく、一般財源収入と受益者負担により実施する事業をいう。

パソコン整備一覽

情報管理課
学校教育課

【職員分】

種類\使用年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	購入年度	使用年数	単価 (円:税込)	台数	メーカー	機種	備考	
デスクトップ(基・内)	■													R2	5年	98,796	810	富士通	ESPRIMO Q558/B	
ノート(基)	■													R2	5年	65,450	163	富士通	LIFEBOOK A5510/D	
ノート(内)	■													R2	6年	78,100	50	富士通	LIFEBOOK A5510/E	
モバイルノート(内)	■													R2	6年	140,800	2	東芝	dynabook S73/FR	
モバイルノート(内)	■													R2	6年	141,900	3	HP	HP Elite Dragonfly	
ノート(内)		■												R3	6年	81,400	134	富士通	LIFEBOOK A5510/G	
ノート(内)		■												R3	6年	84,480	10	富士通	LIFEBOOK A5511/G	
ノート(内)			■											R4	6年	80,190	98	東芝	dynabook B65/HU	
デスクトップ(内)			■											R4	5年	110,000	54	富士通	ESPRIMO G6012/K	
ノート(内)				■										R5	6年	86,790	120	HP	HP ProBook 450 G9	
モバイルノート(内)				■										R5	6年	123,200	95	富士通	LIFEBOOK U6313/MX	
ノート(内)					■									R6	6年	87,450	91	LENOVO	ThinkPad L15 Gen3	
デスクトップ(基・内)						■								R7	5年	101,493	737	LENOVO	ThinkCentre neo 50q Tiny Gen4	納入予定
ノート(基・内)						■								R7	6年	125,926	593	LENOVO	ThinkPad E16 Gen1	納入予定

※基…基幹系システムを使用。各種基幹系システムの設定や動作確認が必要なため、システムのリプレース(5年毎)に合わせた使用期間設定。
内…内部情報系にて使用。ノートパソコンについては、パソコンの機能及び耐久性の向上により、使用期間を6年とする。

【学校(教員、児童生徒)分】

用途\使用年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	購入年度	使用年数	単価 (円:税込)	台数	メーカー	機種	備考
校務用	ノートパソコン			■									R4	6年	98,796	210	NEC	VersaPro VKT42XZGB	小学校:140台 中学校:70台
	モバイルノート				■								R6	6年	166,100	331	東芝	dynabook G83/LW	小学校:220台 中学校:111台
	モバイルノート					■							R7	6年	※ (262,794)	346	—	—	小学校:219台 中学校:127台
指導者用	クロームブック			■									R4	6年	53,408	420	Acer	ChromeBook R753T-A14N	小学校:303台 中学校:117台
	クロームブック				■								R5	6年	62,779	7	DELL	ChromeBook 3100 2in1	
児童生徒用	クロームブック	■											R2	6年	57,284	9,923	Acer	ChromeBook R752TN-G2	小学校:6,821台 中学校:3,102台 ※令和3年度～使用
	クロームブック		■														DELL	ChromeBook 3100 2in1	
	クロームブック (中学校分)						■						R7	5年	※ (55,000)	3,831	—	—	※令和8年度～ 使用

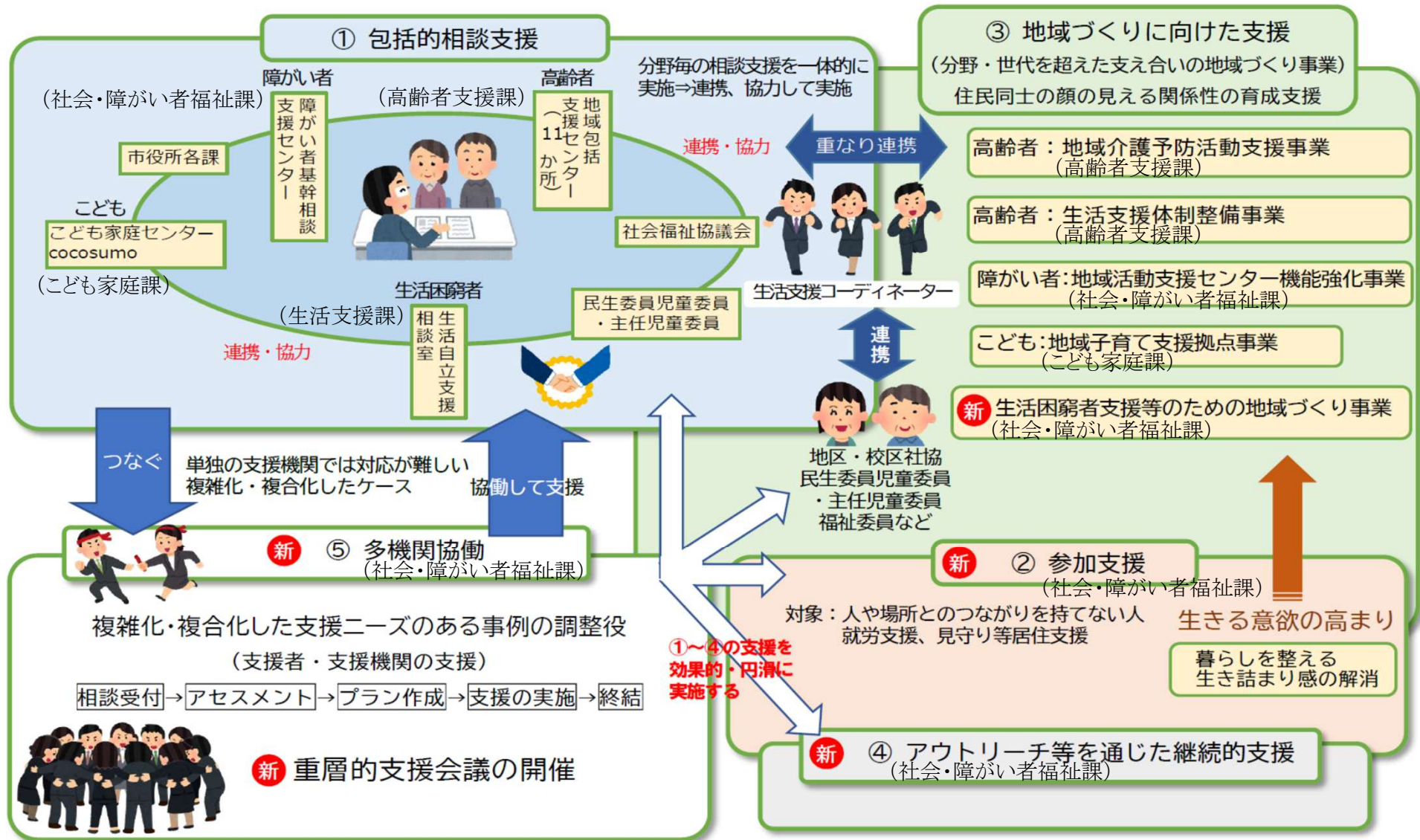
※ 予算額から整備台数を割り戻した金額

重層的支援体制整備事業の概要総括表

社会・障がい者福祉課

令和7年度～飯塚市における重層的支援体制整備事業（全体イメージ）

※5つの事業を一体的に実施



人権同和関連予算の総括表

人権・同和政策課

(歳入)

(単位:千円)

科目名称	款	使用料及び手数料		県支出金		諸 収 入				歳入合計 (A)
	項	使 用 料		県補助金	委託金	貸付金 元利収入		雑 入		
	目	総務使用料		総務費補助金	総務費委託金	総務費 貸付金元利収入		雑 入		
	節	総務管理使用料		総務管理費 補助金	総務管理費 委託金	総務管理費 貸付金元利収入		雑入 (自己 負担金)	雑入 (手数料 使用料)	
	細節	人権啓発センター 使用料	市有土地 使用料	隣保館運営 事業費補助金	地域人権啓発 活動活性化 事業委託金	専修学校等技 能習得資金貸 付金元金収入	同和地区結婚 支度金貸付金 元利収入	各種講座 参加者負担金	複写機 使用収入	
令和7年度		47	125	27,133	99	56	60	583	1	28,104

(歳出)

科目名称	款	総 務 費											歳出合計 (B)
	項	総 務 管 理 費											
	目	人 権 推 進 費											
	節	報償費	旅費	需用費	役務費	委託料	使用料 及び 賃借料	工事 請負費	備品 購入費	負担金 補助 及び 交付金	償還金 利子 及び 割引料		
令和7年度		2,182	11	6,099	949	22,705	2,234	1,300	131	24,054	21	59,686	

(歳入) (単位:千円)

科目名称	款	県支出金	歳入合計 (A)
	項	県補助金	
	目	教育費補助金	
	節	教育総務費補助金	
	細節	人権・同和問題 啓発事業費補助金	
令和7年度		4,776	4,776

(歳出)

科目名称	款	教育費									歳出合計 (B)
	項	教育総務費									
	目	人権教育費									
	節	報償費	旅費	需用費	役務費	委託料	使用料 及び 賃借料	備品 購入費	負担金 補助 及び 交付金	公課費	
令和7年度	6,858	2,960	4,140	990	54,234	871	419	3,683	7	74,162	

ふくおか県央環境広域施設組合負担金の総括表

環境対策課

(単位:千円)

区分	令和元年度 決算額		令和2年度 決算額		令和3年度 決算額		令和4年度 決算額		令和5年度 決算額		令和6年度 執行予定額		令和7年度 当初予算額	
		負担割合		負担割合		負担割合		負担割合		負担割合		負担割合		負担割合
議会・総務費	34,848	1.75%	39,358	1.87%	48,854	2.33%	76,505	3.25%	83,451	3.43%	86,862	3.40%	99,688	3.96%
火葬場費	45,862	2.31%	49,086	2.33%	52,205	2.48%	74,398	3.17%	72,366	2.98%	72,986	2.86%	54,793	2.18%
ごみ処理費	1,392,565	70.01%	1,470,102	69.74%	1,495,359	71.23%	1,660,565	70.60%	1,624,583	66.88%	1,732,648	67.82%	1,672,691	66.48%
し尿処理費	458,732	23.06%	516,701	24.51%	503,008	23.96%	540,534	22.98%	648,721	26.71%	662,208	25.92%	689,062	27.38%
公債費	57,122	2.87%	32,570	1.55%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	1,989,129	100.00%	2,107,817	100.00%	2,099,426	100.00%	2,352,002	100.00%	2,429,121	100.00%	2,554,704	100.00%	2,516,234	100.00%

スポーツ協会に係る指定管理者の指定状況のわかるもの

健幸保健課
スポーツ振興課

(単位:千円)

指定管理委託名(管理施設)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
健幸プラザ指定管理委託 指定期間(R2~R6、R7~R9) (健幸プラザ)	18,990	18,505	18,416	18,416	19,529
体育施設指定管理委託 指定期間(R2~R6、R7~R9) (穂波体育館) (穂波B&G海洋センター) (穂波野球場) (穂波グラウンド) (穂波テニスコート) (穂波市民ポール) (穂波東グラウンド)※2 (筑穂野球場) (筑穂多目的グラウンド)	68,588	72,656	53,400	52,123	39,661
健康の森公園体育施設指定管理委託 指定期間(R3~R7) (健康の森公園市民プール) (健康の森公園多目的広場) (健康の森公園多目的施設)	75,667	82,493	76,833	71,715	71,403
市民公園体育施設指定管理委託 指定期間(R5~R9) (飯塚市総合体育館) (市民公園テニスコート) (市民公園運動広場)			53,543	60,094	59,835

※1令和3年度~令和5年度は決算額、令和6年度、令和7年度は予算額で計上

※2体育施設指定管理委託の穂波東グラウンドは令和7年度指定分から追加